

千景いまむかし



No. 6

1993. 3

目次

千葉市の政令指定都市への歩み

田中敬明……………一

史料紹介

幕末期・検見川村における貸金出入について

井上準之助……………一九

天保十四年沼津藩の印旛沼堀割工事

高野栄美……………三一

天保十四年筑前国秋月藩の印旛沼堀割り工事

須田茂……………五一

表紙写真・大正一〇年一月旧千葉駅前の市制施行記念アーチと、平成四年四月政令指定都市移行記念式典。

千葉市の政令指定都市への歩み

田 中 敬 明

はじめに

大空いっぱいには舞い上がるハト、その力強い羽音は新しい千葉市のこれからの歩みを象徴しているように感じられた。空の上からは、千葉市消防局のヘリコプター「おとり」が平成四年四月一日、今日から千葉市が政令指定都市となったことを告げていた。

正面玄関で行われた「政令指定都市移行式」で、松井旭千葉市長は、『ここに、千葉市は全国第十二番目の政令指定都市として新たな第一歩を踏み出しました。これまで、政令指定都市の移行実現に向けてまして、深いご理解と多大なるご支援を賜りました市民の皆様を初め関係各方面の方々に、心より感謝申し上げます。次第でございます。……………本日、ここに大願が成就でき、感慨無量の思いがいたすところでございますが、一方では、来たるべき二十一世紀を目前に大都市として、まちづくりの正

念場を迎える責任の重さを痛感いたしているところでございます。……………二十一世紀へ向け、千葉県の県都として、そして、首都機能の一翼を担う国際・情報都市として、千葉県並びに首都圏の発展に貢献する大都市を目指すとともに、市民一人ひとりが生きがいと幸せを感じ、愛着と誇りのもてるまちとなるよう、職員ともども全力を挙げて、市政を運営してまいる所存……………』と、力強く挨拶された。

二十一世紀の初頭に、百万の人口を擁する都市となることが予想され、首都圏の東側における最大の都市として、さらなる飛躍・発展が期待されている、政令指定都市千葉市の第一日目はこうして始まった。

そして、私の九年間にわたる政令指定都市準備の勤務も終わったのである。

これまで、政令指定都市移行の準備を進めるにあたり様々な取組がなされてきた。その内容は膨大なものがある

るが、政令指定都市移行を機に、主なこれまでの歩みに
ついて私見を交えながらとりまとめてみた。



千葉市政令指定都市移行式でタイムカプセルを
封印する松井市長 1992. 4. 1撮影

州市、昭和四十七年には札幌市、
川崎市、福岡市、昭和五十五年
には広島市、平成元年には仙台市が
政令指定都市となっている。そし
て、千葉市が平成四年四月一日、
全国十二番目の政令指定都市となっ
たのである。

政令指定都市のおおくは人口百
万を越えた大都市である。

大都市においては、人口や産業
の集中にともない、市の行う仕事
が増え、また、質的にも高度で多
種多様な行政サービスが必要となっ
てくる。

一 政令指定都市制度とは

政令指定都市とは、地方自治法第二百五十二条の十九
において規定されている「政令で指定する人口五十万以
上の市」のことをいう。この地方制度上の大都市として、
昭和三十一年に大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神
戸市の五市が指定され、その後、昭和三十八年には北九

そのため、地方自治法、その他の法令上、行政制度及
び財政制度のうえで、ほかの一般市とは異なる特例を定
め、市民生活に関係の深い事務や権限を都道府県から大
都市に移譲し、大都市行政の合理的・能率的な運営と市
民福祉の向上を図ろうとするのが政令指定都市制度であ
る。

政令指定都市になることによって変化する主なものは、

次の三点があげられる。

第一に、市民生活に密着した戸籍、税務、福祉などの業務が区役所等で行われることで、ほとんどの用事が区役所等ですむことになり、市民サービスが身近になること。

第二に、子どもや老人・身体障害者の福祉、母子保健、食品衛生、国道・県道の管理など市民生活にかかわりの深い事務の主なもの、県から市に移譲され、市の段階で事務処理ができるようになるため、事務処理の時間が短縮されること。

第三に国・県・市間の財政制度の面においてその仕組みの一部が変わり、財政面での自主性の拡充・強化が図られる。これらによって、市の財政規模が飛躍的に大きくなり、都市の基盤整備などが急速に促進されるようになることである。

このように、政令指定都市の制度とは大都市行政をスムーズに行うための地方自治法上の仕組みである。千葉市は、この制度の指定を受け、大都市としての責務を果たすことを望み、それが実現したのである。

二 指定の指標と手続き

政令指定都市の指定にあたって、法令上基準や指標については詳細な定めはなく、地方自治法第二百五十一條の十九第一項において「政令で指定する人口五十万以上の市……」という規定のみである。

そこで、千葉市では昭和三十一年の制度発足以降の、国会の審議等の状況、各種の解説書、自治省や県庁等において政令指定都市の事務を担当された方々の意見、更には、政令指定都市移行時の当該市の記録、学者・専門家などの意見や文献を調査研究し、政令指定都市に関する情報の収集に努めた。この調査研究の推進にあたっては、財団法人地方行政システム研究所等の調査研究という方法を取り、その研究成果は報告書として取りまとめられている。

特に、この調査研究の委員で、広島市が政令指定都市に移行した当時の自治省の行政課長であった故中村端夫先生の、昭和六十二年二月、千葉市で講演された内容が明快であり、これを千葉市の政令指定都市移行準備の基本とさせていただいた。

そのとき示された政令指定都市指定の基本的考え方の

概略は次のとおりである。

- まず、第一に二重行政とか二重監督の弊害を除去し、あるいはまた、地域住民に対する便宜で充実した行政を行うなどのために、事務配分とか、行政組織とか、行政監督とかに特例を設ける必要がある都市であるかということ、と同時に、それらの事務を適正に、かつ、効率的に処理することができる能力をもつ都市であるかということである。すなわち、指定都市の事務を適切かつ効率的に処理することができる能力を有する都市であること、これが政令指定都市となるための「必要と能力」である。そして、もう一つの指標が、規模、能力において旧五大都市と遜色のない都市であるということである。これだけでは具体的判断が難しいが、いくつかの具体的指標として示せば、次のようなことがいえる。
- 一 人口がおおむね百万程度あること。
 - 二 人口密度が一平方キロメートルあたり二千人以上あること。
 - 三 第一次産業の就業人口比率が十パーセント以下であること。
 - 四 都市的形態・機能を備えていること。
 - 五 行財政能力を備えていること。

六 その都市に希望があり、所在府県の意志と合致すること。

七 その他地域的一体性等があること。

また、指定の手続きについてみれば、自治省における正式な検討は、その当該市と所在府県の正式要請を受けてから始まるのが通例で、要請には特に定めた形式もない。

しかし、先進の政令指定都市である広島市の例をみると、市議会が「指定都市の実現に関する意見書」を議決し、県議会も同様の主旨の意見書を議決、その後、市長・市議会議長・知事・県議会議長の四者がそろって自治省に要望書と両議会の決議書を提出し、正式に指定の要請をしている。この要請を受けて、自治省は最終的な検討に入り、市側の準備作業の進行と仕上げの目的を判断すると共に、各関係省庁とも協議に入っていた。

特に、政令指定都市の指定は、各省庁所管の法令、事務事業等に関係するところが多く、時間を要するものとなっている。

この各省庁協議がすんでから閣議にかけられ、決定されれば政令の公布が行われ、政令指定都市移行が決定する、という手続きの流れとなる。

以上のような基準や手続きの流れ等を参考として、千葉市の政令指定都市移行への取組は展開されていたのである。

三 移行への準備と大都市への成長

(1) 政令指定都市移行への準備の開始

千葉市は昭和五十三年四月に「指定都市調査室」を設置し、以来約十四年にわたり準備を進めてきた。

具体的には昭和五十七年三月に策定した「千葉市総合基本計画」の中で、将来の大都市としての行財政運営に備えるため、政令指定都市への準備を掲げ、具体的な準備を始めた。

【将来の行政区の準備がはじめだった】

政令指定都市になると、行政区が設定され、市域がいくつかの区域に分けられることとなる。この行政区をもとに、住所に区名が付され、市民生活に密着した事務を行う区役所が設けられ、さらには、市議会・県議会議員の選挙も行われる。

このように、行政区が市民生活に大変密着したものであることから、この検討にあたっては、市議会議員、学識経験者など二十五名から構成された行政区画審議会

(会長石原耕作氏・当時、千葉県都市計画地方審議会会長)を設け、慎重な審議をお願いした。審議にあたり、多くの市民の意見を聞き、その内容を個々に審査し、公平適切な判断を行いたいという審議会委員の熱意もあって、昭和五十七年九月から開始された審議は足掛け三年にもおよんだ。その間、指定都市準備室(昭和五十七年指定都市調査室を改組)は住民説明会を地元要望に応じて実施し(四十一回)、住民の意見はそのつど審議会にも報告され、審議の対象となっていた。

このように、多くの市民の理解をいただくなかで、行政区画の編成と区役所庁舎位置はまとめられていったのである。昭和五十九年三月三十一日、行政区画審議会は市長に千葉市の行政区画を六区(A～F)とし、区役所庁舎位置を各区の主要駅周辺等とする答申を行った。

行政区画審議会が行政区画の編成にあたって、基準とした考えは以下の十三項目であった。

①人口規模は一行政区あたり十万人から二十万人、平均十万人程度が適當。

②面積規模での一定基準の設定は困難、したがって、住民と区役所との時間距離、三十分程度が適當。

③交通体系による地域の一体性が、将来計画を含め、あ

ること。

④地形・地物での一体性に配慮。

⑤社会的、経済的一体性に配慮。

⑥都市計画等の行政上の計画に配慮。

⑦既成の町界を尊重し、やむを得ない事情のない限り、
分断し、あるいは変更することのないよう配慮。

⑧歴史的、沿革的事情にできるだけ配慮、尊重。

⑨住民組織はできる限り分断を避け、地域秩序を保持し
得るよう配慮。

⑩通学区は理想的には行政区と一致することが望ましい。
しかし、やむを得ず複数の行政区にまたがる場合
においても、そのことで通学区が変更されないよう配
慮。

⑪国・県等の行政機関の所管区域はできる限り一致させ
るよう配慮。

⑫住民の意向や意見を十分汲み上げて、住民の納得が得
られる方向で行政区を設定。

⑬発展著しく、都市化が激しいため、行政区の設定にあ
たっては、開発計画、将来の発展動向に十分配慮。

【将来の区役所庁舎の建設開始】

この行政区画審議会の答申を受け、昭和六十年三月、

松井千葉市長は市議会での定例会において昭和六十七年
（平成四年）を政令指定都市移行の目標とすることを答
弁した。

その後、昭和六十一年三月に策定した第四次五か年計
画に、昭和六十七年（平成四年）を移行の目標年次とし
て、将来の区役所（移行までの間は総合支所）の用地買
収、庁舎建設など具体的な整備計画を位置付けた。

この計画に基づき、平成元年（昭和六十四年）四月に
は第一号の総合支所、若葉総合支所（現在の若葉区役所）
が開所し、翌年の平成二年には美浜総合支所（現在の美
浜区役所）が開所、将来の区役所行政の訓練の第一歩が
始まり、政令指定都市移行の準備も着々と進められてい
った。

(2) 百万都市への展望が見えてきた

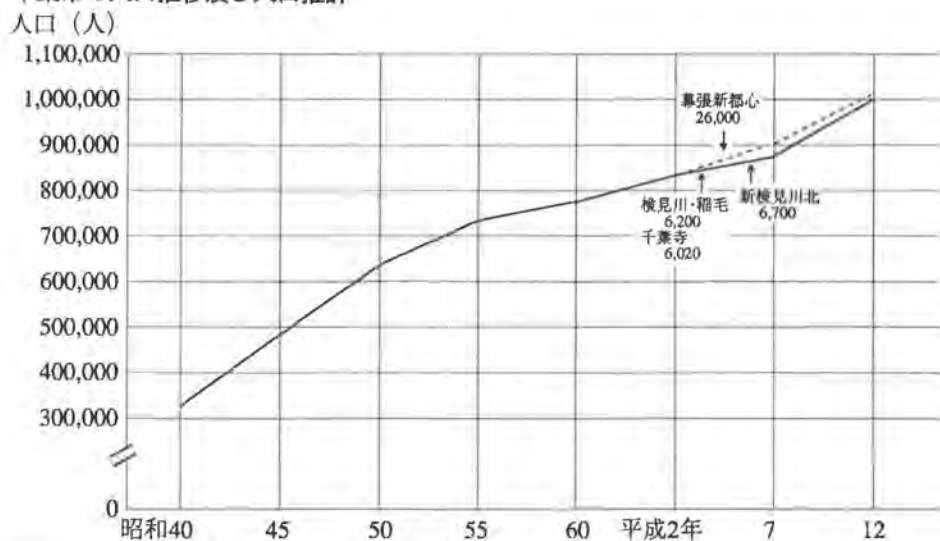
千葉市は大正十年に市制を施行以来、県都として飛躍
的な発展を始める。第二次大戦には市域の約七十パー
セントが灰塵と化すが、中心街の戦災復興計画を出発点
として、製鉄会社や火力発電所の立地など京葉臨海工業
地帯の新たな産業都市として、また、海浜ニュータウン
や内陸部の大規模住宅団地の建設が進むなかで住宅都市
としても大きく成長してきた。

市域面積は、隣接町村の合併や公有水面埋立により、市制施行当時の約十八倍の二百七十三平方キロメートルとなっている。また、人口は昭和四十年に三十三万人から昭和五十年に六十六万人と、十年間で倍増するなど人口の急増が見られた。昭和六十二年には人口が八十万人を突破し、八十万市民の活力と連帯を一層強固にするため、「人口八十万突破記念事業」が行われ、政令指定都市移行への機運が盛り上がった。

平成二年の国勢調査結果では人口八十二万九千人であったが、現在急ピッチで進められている幕張新都心、中心市街地の整備等を核とした新しい時代に対応した都市機能の充実強化や大規模団地（特におゆみ野、あすみが丘、御成台研究学園都市、幕張新都心の住宅等）の整備促進、さらには、鉄道などの交通体系の充実強化（特に千葉都市モノレール、千葉急行電鉄等）を背景として、平成十二年には百万人を突破することが確実視されている（表Ⅰ 千葉市の人口推移及び人口推計）。

このような千葉市の都市成長は全国にも例がなく、特に、基幹的な交通施設の整備や本社機能、研究機能などの立地を予定した幕張新都心建設、さらにはホテル群の建設などが、今、実際に進められていることを見て、各

表Ⅰ 千葉市の人口推移及び人口推計



注(1) ——— 積上方法 等比級数法

(2) 大規模団地は、計画戸数500戸以上のものを対象とした。

(3) 大規模団地の数値は、計画人口であり、入居を開始した年を表している。

界各層の多くの方から、「千葉市はいまだに高度成長期が続いている信じられない都市」と、驚きの目で見られるほどであり、将来に大きな可能性を秘めた都市として成長してきたのである。

(3) 国土政策上重要な都市としての位置付け

千葉市は第四次全国総合開発計画において業務核都市として位置付けられている。平成三年三月、多極分散型国土形成促進法に基づく業務核都市基本構想の承認第一号となった。

これによって、首都機能の一翼を担う業務核都市として千葉市の役割が明確にされた。東京湾岸地域に係る広域幹線交通網の整備により、湾岸に位置する都市群の都市機能の集積が進むものと考えられ、東京を中心に西側の横浜市、川崎市とバランスが図られる東側の重要な都市として位置付けられたのである。

東京都心部から近距離にあることから、これまでは住機能を中心として都市基盤が整備されると共に、県都として、政治、経済、文化の中心都市であるという二面性を持って千葉市は成長してきた。今では、東京から近距離であることに加え、新東京国際空港からも三十分で結ばれるという立地性と、幕張新都心地区に見られる経済、

文化機能の具体的な集積によって、首都機能の分散の受け皿として十分機能することを実証している。また、既成都市地区や千葉港後背地地区など、さらに都市機能を集積することの可能な地区を創出するため、多くの都市整備が進められている。

こうして、千葉市は、国土、首都圏、県土の均衡ある発展に寄与する都市として、また、首都圏の一翼を担う国際・情報都市として、各方面から多くの期待が寄せられるようになってきた。この役割・期待に積極的に対応していくために政令指定都市に移行し、行政の執行権限の強化・拡充を背景として、都市の力を蓄えることが必要な大都市として成長してきたのである。

四 市議会の動向

一方、政令指定都市の指定要請に重要な役割を持って、千葉市議会の動向をみれば、行政区画審議会の答申がだされることを踏まえ、昭和五十九年「政令指定都市対策特別委員会」が、政令指定都市に関する諸問題を調査することを目的に設置されている。

制度の概要、政令指定都市の現況及び行財政等のあり方について調査・研究が五年間余にわたり進められたが、

委員会の設置当時の千葉市の状況は、既存の政令指定都市と比較して、都市機能や伝統、風格といった面で、不足を感じさせていた。昭和六十年代の当初は、幕張新都心の中核施設である幕張メッセの建設計画が動き始める時期であり、当地区は、まだまだ、単に広大な空地にすぎなかった。また、千葉駅周辺の再開発計画も、ツインビルの計画がまとまり、これから事業を展開するというようなところであった。このような状況を見ても、千葉市が大都市として成長する離陸時点であったといえよう。

当時の特別委員会で行われた講演で、故中村端夫先生（元自治庁行政課長）は、「千葉市が、従来、戦前からそれほど有力な都市ではなかったということから、例えば、福岡とか、広島とか、札幌とか……そういうところと比べまして一枚格落ちなのではないか、といった印象が世間にないわけでもありません。……しかし、……私もかなり千葉市の内情を検討させていただきまして、決してそんなことはない。千葉市の、現在八十万都市としての実態というものは、それなりに段々内容を備えてきているように思います。……千葉市が然るべき時期に、指定の実現を目指すことは、それには相応の理由があるだろうというふうに感じている」と述べられる

状況であり、まだまだ政令指定都市の指定は簡単にはいかない、との気分が支配的であった。しかし、その後の千葉市の都市としての成長は先にみたように急激であった。

具体的にふりかえて見れば、

昭和六十年 動物公園開園

昭和六十二年 千葉ポートタワー、オープン

昭和六十二年 人口八十八万人突破

昭和六十三年 千葉都市モノレール開業

京葉線（蘇我―新木場間）運行開始

88 国際千葉駅伝

平成元年 若葉総合支所開所

千葉市文化センター、オープン

千葉都心再開発の中央地区市街化再開発事業（「ツインビル」）が完成

日本コンベンションセンター「幕張メッセ」が誕生、ホテル、業務用地の建設、分譲も進み、幕張新都心が具体化してきた

平成二年 千葉国際クロスカントリ大会開催

京葉線東京駅乗り入れ

千葉マリンスタジアム、オープン

美浜総合支所開所

東京事務所開設

市制施行七十年記念式典

90 国際千葉駅伝

平成三年

千葉国際クロスカンントリー大会開催

千葉ポートアリーナ、オープン

千葉市民文化ホール、オープン

世界卓球選手権開催

千葉都市モノレール千葉駅乗り入れ

動物園・ドリームワールド完成

ロッテ（マリーンズ）の本拠地が千葉マリ

ンスタジアムに決定

その間、御成台研究学園都市、おゆみ野、あすみが丘などの住宅地開発も順調な進捗を見せていた。

このような千葉市の著しい都市成長を見据えて、平成四年の移行を目的に新たな観点からの対応が必要であるとして、市議会では平成二年六月「政令指定都市促進特別委員会」に改組し、移行促進に向けて対応を図ることとなった。このように、千葉市の都市成長とあいまって、市議会の取り組みも積極的に展開され、平成三年三月十三日、定例市議会において「千葉市の政令指定都市実現

に関する意見書」が地方自治法第九十九条に基づき議決され、沼田県知事、吹田自治大臣に宍倉市議会議長から提出、要望がなされたのである。



市街地再開発事業や都市モノレール整備が進められている
JR千葉駅周辺（千葉都心） 1992. 10. 16撮影

五 市民の盛り上がり

政令指定都市の制度を理解してもらうために、市政だよりへの掲載をはじめ、各種PR用のパンフレット、ポスター、ビデオ等を作成し、町内自治会の会合、公民館等で行われる各種の勉強会、民間団体の研修会などで積極的に活用し、説明を行った。

その結果、政令指定都市への市民の期待は次第に高まりをみせ、平成二年七月、経済、文化、住民等市民各界各層の百二十四団体からなる「千葉市政令指定都市推進協議会」が設立された。この協議会で、平成四年の政令指定都市移行実現に向け、市民意識の啓発を図るため、駅前街頭キャンペーンを初めとする数々の行事が実施された。平成二年十二月には総会において、移行を要望する決議が採択され、国、県、市等の関係機関に要望書が提出された。

また、構成員の各団体でも、独自に政令指定都市移行をテーマに講演会を開くなど、市民意識は大きな盛り上がりをみせ、政令指定都市実現は市民の共通の願いとなっていた。

六 県のご指導とご支援

政令指定都市問題にかかる千葉県との関係は、行政区画審議会への委員参加から始まるが、実質的には、審議会が終了した後、昭和六十一年十一月に設置された「政令指定都市移行準備連絡会議」での打ち合わせが初めてあった。当初は、県が地方課長、市は企画調整局長をヘッドとしておこなわれたが、その後はメンバーを拡充し、県は総務部長、市は助役という体制で会議が進められた。平成二年度末までに十四回の会議が開催されたが、その主な内容は制度研究、既存政令指定都市との都市機能状況の比較検討、移行までの先進政令指定都市の手続きの流れの研究など、多岐にわたって議論がなされた。千葉市の都市成長の状況や千葉市民の政令指定都市移行への期待の高まりを背景として、平成三年二月、県庁内に副知事をキャップとする「千葉県政令指定都市移行準備連絡会議」が発足し、平成三年四月には、かつてこの県にも前例のない「政令指定都市移行準備室」ができるなど、千葉市の政令指定都市問題は県の積極的な取り組み姿勢によって大きな前進を見たのであった。

これまでの県・市間の会議の結果を踏まえ、いよいよ

国（自治省）との協議を行うため、諸準備が開始されたのである。その準備作業の主な内容は、千葉市の移行目標と準備状況に関する事項の整理や、千葉市が政令指定都市としての基準や要件を満たしているか、また、都市形態や行財政能力などについて既存の政令指定都市と比較して遜色がないかなどの具体的なデータづくりであった。また、地方自治法等に基づき、いわゆる法定移譲事務、県単独事務事業を中心とした移譲事務の協議も開始され、その事務項目数は千項目にもおよんでいた。

一方、県議会においては、平成三年六月の定例会において「千葉市の政令指定都市の指定促進に関する意見書」が地方自治法第九十九号に基づき議決され、これを踏まえ七月には、沼田知事、永野県議会議長、松井市長、長谷川市議会議長の四者により吹田自治大臣や持永次官らに正式要望が行われた。

県議会の議決の日には、松井市長をはじめ市の幹部、市議会議員の多数が傍聴し、本会議場は緊張した雰囲気があった。議決の瞬間には感動の呻きがあった。

七 自治省協議と政令公布

自治省協議は平成三年六月から開始された。協議内容

は予想どおり、先進政令指定都市との比較において、遜色があるかどうかということで、具体的には千葉市の都市機能、行財政能力、人口百万人への展望及び移譲事務の処理能力などの面が吟味された。この協議にあたって、千葉県は千葉市と一体となって協議に参加し、資料作成も多くを分担していただいた。

協議の結果、自治省においては、千葉市が業務核都市として多極分散型国土形成における重要な役割を果たすことが期待されており、近い将来において人口百万人に達することが予想される都市であること、また、行財政面においても、各種の国際化、情報化施策の推進等、特色ある行政が展開されているとともに、千葉マリンスタジアム等大規模公共施設の整備、コミュニティ施策の推進等にも力が入れているとの認識を持っていた。また、千葉市の実態を踏まえ、人口、その他の都市としての規模、行財政能力等において、既存の政令指定都市とほぼ遜色がないとの評価を受け、政令指定都市の指定の手続きを進めていただくことができた。協議に際し、多くの説明資料を作成したが、そのなかで、政令指定都市指定の運用上の指標とさせて頂いた内容を基に、千葉市と昭和四十七年以降指定を受けた五市とを比較検

表Ⅱ 政令指定都市指定の運用上の指標と各市の比較

	政令公布日 施行日	札幌市	川崎市	福岡市	広島市	仙台市	千葉市
1. 法令上の要件 地方自治法第252条の19 第1項に定める人口50万人以上	直前国調	昭和46年8月28日 昭和47年4月1日 45年国調人口 1,010千人	昭和46年8月28日 昭和47年4月1日 45年国調人口 973千人	昭和46年8月28日 昭和47年4月1日 45年国調人口 853千人	昭和54年9月4日 昭和55年4月1日 50年国調人口 853千人	昭和63年9月6日 平成元年4月1日 60年国調人口 857千人	平成3年10月18日 平成4年4月1日 平成2年国調人口 829千人
	移行時（国調推計人口等）	47年4月1日人口 1,045千人	47年4月1日人口 980千人	47年4月1日人口 886千人	55年4月1日人口 880千人	元年4月1日人口 879千人	—
2. 運用上の指標 (1)人口（概ね100万程度）	100万人になった年（国調推計人口等）	昭和45年4月	昭和48年5月	昭和50年10月	昭和60年3月	—	—
	平成2年国調人口	1,671,742人	1,173,603人	1,237,062人	1,085,705人	918,398人	829,455人
	21世紀初頭予測人口	2,000千人 （2005年）	1,175千人 （2000年）	1,415千人 （2001年）	1,196千人 （2000年）	1,063千人 （2000年）	1,000千人 （2000年）
(2)人口密度 （2,000人／km ² ）	直前国調	45年人口密度 904人／km ²	45年人口密度 7,488人／km ²	45年人口密度 3,516人／km ²	50年人口密度 1,267人／km ²	60年人口密度 1,088人／km ²	平成2年人口密度 3,045人／km ²
	現在 （2年国調）	1,491人／km ²	8,286人／km ²	3,678人／km ²	1,467人／km ²	1,172人／km ²	3,045人／km ²
(3)第1次産業就業人口比率 （10%以下）	直前国調	第1次産業 2.5% 第2次産業 26.5% 第3次産業 71.0%	第1次産業 1.3% 第2次産業 52.8% 第3次産業 45.9%	第1次産業 4.2% 第2次産業 23.8% 第3次産業 72.0%	第1次産業 3.3% 第2次産業 33.5% 第3次産業 63.2%	第1次産業 2.5% 第2次産業 19.2% 第3次産業 78.3%	第1次産業 — 第2次産業 — 第3次産業 —
	現在 （60年国調）	第1次産業 0.9% 第2次産業 21.9% 第3次産業 77.1%	第1次産業 0.7% 第2次産業 38.5% 第3次産業 60.7%	第1次産業 1.7% 第2次産業 19.2% 第3次産業 79.1%	第1次産業 2.6% 第2次産業 28.4% 第3次産業 69.0%	第1次産業 2.6% 第2次産業 19.2% 第3次産業 78.3%	第1次産業 2.2% 第2次産業 28.0% 第3次産業 69.8%
(4)都市的形態・機能 ①面積	直前国調	45年国調 1117.98km ²	45年国調 130.01km ²	45年国調 242.61km ²	50年国調 672.83km ²	60年国調 788.03km ²	2年国調 272.37km ²
	現在 （2年国調）	1121.18km ²	141.64km ²	336.39km ²	739.94km ²	783.57km ²	272.37km ²
②人口集中地区面積と比率	直前国調	88.3km ² （7.9%）	88.2km ² （67.8%）	82.0km ² （33.8%）	78.8km ² （11.7%）	102.9km ² （13.1%）	—
	現在 （60年国調）	176.9km ² （15.8%）	117.4km ² （86.0%）	133.6km ² （40.0%）	120.9km ² （16.4%）	102.9km ² （13.1%）	97.9km ² （36.2%）

		札幌市	川崎市	福岡市	広島市	仙台市	千葉市
③人口集中地区人口と比率	直前国調	823,333人 (81.5%)	907,004人 (93.2%)	720,202人 (82.6%)	678,407人 (79.6%)	723,200人 (84.4%)	(推計) 706,000人 (85.2%)
	現在 (60年国調)	1,398,008人 (90.6%)	1,062,714人 (97.6%)	1,077,029人 (92.8%)	883,853人 (84.7%)	723,200人 (84.4%)	672,545人 (85.2%)
④昼夜間人口比率	直前国調	102.6	97.8	113.6	114.8	107.9	—
	現在(60国調)	102.1	92.9	113.1	103.9	107.9	93.9
(5)行財政能力 ①財政能力指数	当初	0.800 (43～45年度平均)	1.440 (43～45年度平均)	0.910 (43～45年度平均)	1.010 (52～54年度平均)	1.000 (61～63年度平均)	1.107 (62～元年度平均)
	現在	0.642 (62～元年度平均)	1.049 (62～元年度平均)	0.716 (62～元年度平均)	0.840 (62～元年度平均)	0.939 (62～元年度平均)	1.107 (62～元年度平均)
②行政区画答申	答申	昭和42年10月	昭和46年8月30日	昭和39年12月16日	昭和49年3月30日	昭和61年3月31日	昭和59年3月31日
	区数						
③区役所の準備 (当初)	当初	7区	5区	5区	7区	5区	6区
	現在	9区	7区	7区	8区	5区	6区
	総合支所の開設	0	0	5	2	0	2
	移行時開設	4	0	0	3	3	3
(6)地元の意向 (都市の希望、所在県の賛意)	既存(旧庁舎等の利用)	3	5	0	2	2	1
(6)地元の意向 (都市の希望、所在県の賛意)	市	45.9.30市議会議決 (政令指定都市移行に関する意見書)	46.6.29市議会議決 (政令指定都市の指定に関する意見書)	45.3.30市議会議決 (指定都市の実現に関する意見書)	54.3.7市議会議決 (指定都市の実現に関する意見書)	63.3.8市議会議決 (政令指定都市の実現に関する意見書)	H3.3.13市議会議決 (政令指定都市の実現に関する意見書)
	県	45.3 道議会では知事が札幌市の政令指定都市移行について賛成表明	46.6.17 市長、知事会談で川崎市の政令指定都市移行について正式合意	45.7.6 県議会で知事が福岡市の政令指定都市移行について賛成表明	53.3.10 県議会で知事が広島市の政令指定都市移行について協力を表明	60.4.2 市長、知事会談で仙台市の政令指定都市移行について基本合意	H2.4 市長、知事に対し協力要請 H2.5 知事、自治省に対し基本的賛意を表明
		46.7.26 道議会議決 (札幌市の指定都市に関する意見書)	46.7.14 県議会議決 (川崎市の政令指定都市の指定に関する意見書)	46.7.20 県議会議決 (福岡市の政令指定都市の促進に関する意見書)	54.3.10 県議会議決 (広島市の政令指定都市の指定促進について)	63.3.18 県議会議決 (仙台市の政令指定都市の指定促進について)	H3.6.27 県議会議決 (千葉市の政令指定都市の指定促進に関する意見書)

討した資料を示すと、表Ⅱのとおりである。このデータで見ると、千葉市は先進政令指定都市と比較し、若干見劣りはするものの、上位に位置するものもあり、決して水をあけられている状況ではなく、ほぼ遜色のない都市に位置している。このことから従来の指定に当たった指標をおおむね充足し、なんらの支障なく十分指定に該当する水準にあると判断されたものであろう。

自治省が関係各省庁協議を終了し、平成三年十月十五日、海部内閣によって「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令」が閣議決定され、その政令は同年十月十八日付で官報に登載された。その内容は、地方自治法に基づく政令を一部改正し、千葉市を仙台市の後に追加し、政令指定都市とする。また、移行する時期は平成四年四月一日からと規定するというものであった。ここに千葉市の政令指定都市移行が実現したのである。

八 区役所行政に向けて

平成元年に若葉（D区）総合支所、平成二年に美浜（F区）総合支所がそれぞれ開所し、区役所業務のトレーニングを開始していた。残る四か所の区役所についても、

平成三年から整備に着手し、A区（花見川区）、B区（稲毛区）、E区（緑区）の三か所は新築工事を進め、C区（中央区）については、中央コミュニティセンターの二階で対応することとした。C区（中央区）の新庁舎は、歴史的建築物を「さや堂方式」で保存する建築物で、美術館との複合施設となるため、平成七年度完成する予定である。

このように、区役所庁舎の整備も順調に進み、平成四年の移行に向け、万全の体制となった。

また、区名については、閣議決定後、区名の公募を行った。応募者数は二万三千通ともなり、市民の関心の高さに、驚きと喜びを持ったものである。この応募をもとに、区名は区名選定委員会（会長飯豊周二氏 委員数四十四名）において慎重に審議、決定された。A区⇨花見川区、B区⇨稲毛区、C区⇨中央区、D区⇨若葉区、E区⇨緑区、F区⇨美浜区という区の名称が市長に答申された。

この区の名称は、平成三年十二月市議会において、おおよそ八年前の昭和五十九年に答申された行政区画の編成案とともに、「千葉市区設置等に関する条例」として議決された。「指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令」の施行日である平成四年四月一日から、区

行政を展開する条件もこれで整ったのである。

おわりに

千葉市の政令指定都市移行準備の長い旅が終わった。

行政区画の編成、総合支所（区役所）庁舎建設、市議会への対応、市民各種団体等への対応、県への対応、県議会への対応、自治省への対応等々、そして、そこに都市の成長する活力が不可欠な要素としてあり、これらの様々な要素が複雑なベクトルの中で絡み合い、これを政令指定都市移行へ一本の道筋として造りあげたことは、根気のいる、地道な努力の積み上げの結果だと思っている。

私たちは、市民とともに政令指定都市移行という夢の実現に真剣に取り組んできた。全国十二番目の千葉市の政令指定都市移行、だれもが夢と思っていた時代から、それが現実になったいまこそ、自我作古の気持でこれまでに以上に市民福祉の向上と首都圏及び県土の発展、向上に努めなければならない。

政令指定都市の移行の経過（表Ⅲ）を振りかえれば、他の政令指定都市と大きく異なったものではない。指定に当たっても、千葉市方式などという特例的な措置はな

かった。しかし、政令指定都市は百万都市であり、福岡市以来の人口八十五万人レベルの時期より、早めに千葉市は指定されている。このことから見れば、政令指定都市として、自覚を持った都市づくりに一層努力する必要があると指摘されているところである。このような意味においても、千葉市にとって政令指定都市移行は、新たな都市づくりの出発点というべきものである。

最後に、これまで政令指定都市移行の準備を進めるにあたり、長い間多くの皆様から限りないご指導とご支援をいただいたことに感謝するとともに、今後もよりよき千葉市の実現に暖かいご指導をおねがいして本稿を終わることとしたい。

（千葉市 元指定都市推進部）

表Ⅲ 政令指定都市移行に係る経緯

昭和53年4月	千葉市に「指定都市調査室」を設置
昭和57年3月	市議会定例会において「千葉市行政区画審議会設置条例」可決・公布 (4月1日施行)
昭和57年9月	千葉市行政区画審議会(第1回)開催(市長の諮問機関) ※昭和59年3月31日の答申まで本委員会7回、小委員会14回、住民説明会41回開催
昭和59年3月	千葉市行政区画審議会が市長に「千葉市における行政区画の編成並びに庁舎位置について」答申
昭和59年12月	千葉市議会定例会において「政令指定都市対策特別委員会」を設置
昭和61年11月	「政令指定都市移行準備連絡会議」(県市連絡会議)発足 (県側：地方課長 市側：企画調整局長をトップとした体制)
	61年度……2回開催 元年度……2回開催
	62年度……4回開催 2年度……3回開催
	63年度……3回開催 (2年度末まで計14回開催)
平成元年4月	若葉総合支所開設(政令指定都市移行時には若葉区の区役所に移行)
平成2年4月	美浜総合支所開設(政令指定都市移行時には美浜区の区役所に移行)
6月	千葉市議会内の「政令指定都市対策特別委員会」を「政令指定都市促進特別委員会」に改組
7月	「千葉市政令指定都市推進協議会」発足(会長：緒方太郎-当時千葉商工会議所会頭) ・市内の経済、教育、文化、福祉関係等124団体で構成する民間の推進組織
12月	千葉市政令指定都市推進協議会第2回総会において千葉市の政令指定都市移行早期実現に関する「決議文」を採択(12月26日、知事、県議会議長等に要望)

平成3年2月	県庁内に「千葉県政令指定都市移行準備連絡会議」発足 （会長：副知事 構成員：各部長） 下部組織として、同「幹部会」を設置 〔幹事長：総務部長 幹事：総務課長、財政課長、地方課長、各部局 主管課長〕
2月	「政令指定都市移行準備連絡会議」（県市連絡会議）の開催（第14回） ・県市間における移譲事務協議開始を確認
2月	県市間における移譲事務協議開始
3月	千葉市議会において「千葉市の政令指定都市の実現に関する意見書」 を議決
3月	知事、県議会議長に市議会意見書を提出し、要望（千葉市長、市議会 議長）
3月	「千葉市政令指定都市推進協議会」が自治大臣及び関係国会議員に要 望書を提出
3月	自治大臣に市議会意見書を提出し、要望（千葉市長、市議会議長）
4月	県地方課内に「政令指定都市移行準備室」を設置
5月	県単独支出金を除く移譲事務について県市間で合意
6月	自治省行政課長説明
6月	千葉県議会において「千葉市の政令指定都市の指定促進に関する意見 書」を議決
7月	知事、県議会議長、市長、市議会議長が自治大臣に要望
7月	自治省各課説明
10月	閣議決定
10月	「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令の一 部を改正する政令」を公布
11月	県単独支出金を伴う移譲事務について県市間で合意
12月	政令指定都市関係条例の可決
平成4年3月	政令指定都市関係条例可決

史料紹介

幕末期・検見川村における貸金出入について

井上準之助

はじめに

ここに紹介する史料（後掲）は昭和一〇年（一九三五）一〇月、司法省調査課が発行した『司法資料』一九二号（徳川時代 民事慣例集 動産ノ部）の二二七ページから一三一ページに収録されているものである。この原本は当時、司法省が所蔵していたものであるが、それらが原史料なのか、後年筆写したものなのか、あるいはそれらが混合していたのか、はつきりしない。この「凡例」には次のようにある（これは後述の『司法資料』（徳川時代 民事慣例集 人事ノ部）などのそれと同一文言である。若干、読点を加えて読みやすくした）。

一此書ハ本省所蔵徳川幕府ノ法例及ヒ諸記録中ニ就キ其民事ニ属スルモノヲ抜き、人事、動産、不動産、訴訟ノ四部ニ分チ之ヲ採録シタルモノナリ、徳川氏大権ヲ執ル始シト三百年、其間挙行裁断セシ所ノ事、概ネ見ル可シ、而シテ其事跡ノ微スヘキモノ本省蔵書其多キニ居ル本省其終ニ湮滅ニ帰スルヲ

恐ル此編アル所以ナリ、披卷一閱セハ当時ノ成法ト慣例トニ於テ其一斑ヲ知ルニ庶幾カラシ

（中略）

一此書毎項先ツ其法制ヲ挙ケ、次ニ其事例ヲ載セ読者ヲシテ彼此相照シ本末考フル所アラシメント欲ス、而シテ原本散逸、悉ク搜索スヘカラス故ニ編纂一ナラス遺憾ナキ能ハサル所以ナリ

一原本其事例ニ係ル者ハ裁許書、同書或ハ相談書及ヒ受証文其刑ヲ付スルモノハ答書ノ四ヲ以テ完全ノモノトス、而シテ原本散亡未タ必シモ備ラス、且受証文ハ其裁許ノ事実ヲ載スルニ不過ヲ以テ概ネ之ヲ略ス

（後略）

これを見るかぎりでは、編纂当時、原史料が十分備っていたとはいえないようである。

さて、右の『司法資料』一九二号は、一九八六年六月に『徳川民事慣例集』第二巻として橋書院から復刻発行

されている。ちなみに、昭和九年九月『司法資料』一八七号（徳川時代 民事慣例集 人事ノ部）は『徳川民事慣例集』第一巻として、そして昭和十一年一月『司法資料』第二〇五号（徳川時代 民事慣例集 不動産ノ部）は同慣例集第三巻として、昭和十一年六月『司法資料』二二三号（徳川時代 民事慣例集 不動産ノ部）は同慣例集第四巻として、昭和十一年八月『司法資料』二一六号（徳川時代 民事慣例集 訴訟ノ部）は同慣例集第五巻として、それぞれ復刻発行（橋書院、一九八六年）されている。

一

先ずこの史料の全文を次に掲げてみるが、冒頭のタイトルともいうべき「下総国検見川村……五十四人貸金出入」は司法省調査課がつけたものであろう。同じく「B」の「御相談書」の次の「下総国検見川村……六人」は同課がつけたものであろう（読点、傍注、および「A」、「B」の記号は筆者がつけた）。

後述するように、内容的には「B」の「御相談書」は「A」部分の前にくるべきであろうが、編纂者（司法省調査課）の意図を生かしてそのままの排列とした。それゆえ、「B」、「A」という反対の順序で読むと一件の内

容がよく分かるであろう。

（司法省調査課の書入れであろう。カッコは筆者。以下同じ）

「下総国検見川村清八後家かつ、相手同村甚五兵衛外五十

四人貸金出入

（久須英佐郎・勘定奉行）

「A」嘉永二酉年七月 佐渡守掛

下総国検見川村清八後家かつ、相手同村甚五兵衛外五拾四人貸金出入、岩田鍛三郎御代官所下総国千葉郡検見川村清八後家かつ方江可済貸金三百貳拾九兩貳分、銭貳拾八貫貳百文余、小林虎之助知行同村甚五兵衛外五拾四人相滞旨及出訴、裏判を以呼出、令吟味内、相対之上、甚五兵衛外五拾三人滞高三百壹兩貳朱、銭貳拾八貫貳百文余之内、八拾九兩壹分、銭九貫七百文余受取、百三拾八兩三分ハ証文仕直し、残分不足いたし無申分出入内証にて埒明旨、双方訴之済口証文差出之、且一紙目安之内、石尾織部知行同郡勝田村庄左衛門江相懸ル分ハ博奕賭銭にて親庄左衛門不存金子之由、同人倅庄七郎延訴いたすニ付、引合之ものともを呼出し一同吟味中、相対之上、右ハ庄七儀博奕いたすにハ無之、賭將暮いたすを右驛申立ル段、心得違相弁、尤清八存生中同人江右次第ハ押隠し金貳拾八兩貳分借受ル積り約定いたす処、同人金子有合無之由を以、内金三兩借受残金不請取内清八病死いたす儀之段相分り右金三兩ハ訴訟方江請取、一同無申分旨を以吟味下ケ相願ニ付願之通下ケ遣、かつ、庄七、五郎左衛門、衆蔵、三郎

右衛門、勘十郎、重助儀、かつハ夫清八病死後、同人仕舞置

証文之内、庄左衛門名前之儀ハ同人江無沙汰ニ倅庄七認差越し其節清八より内金のミ相渡置儀とハ不存とも庄左衛門江得

と懸合も不遂、相手取、出訴いたす段不行届、庄七ハ去ル辰

年重助其外之もの共手合にて拾銭式拾銭賭之賭將基いたし殊

ニ清八存生中、同人より金子借用いたす節、親庄左衛門名前

ならハ貸可遺旨、清八任申、庄左衛門江も不申聞、同人名前

無印之証文差遣、内金借受、其上右金子返済方相滞、清八後

家かつより庄左衛門相手取るニ驚、当惑之余り先年重助等一

同賭將棋いたし打負る儀を存出し愚昧之心底より右を博奕之

趣申立、手合之もの共世話を以、右打負る賭銭、清八より借

受、貰ふ鉢ニ訴出ルならハ御法度筋、不容易儀ニ付、右之も

の共取扱、親庄左衛門江も難儀不相懸、速ニ内済にも可相成

と事実引違、相違之儀等、訴状ニ認、駈込訴いたし五郎右衛

門、重助、三郎右衛門、衆威、勘十郎ハたとヘ聊之賭將基ニ

あるとも庄七俱ニ御法度之賭事いたす始末、銘々不埒ニ付、

一同急度も可申付処、吟味下けをも相願ふニ付、宥免を以、か

つハ叱り、庄七ハ急度叱り置、五郎右衛門、衆威、三郎右衛門、

勘十郎、重助ハ旧惡之儀ニ付、咎之不及沙汰段、申渡、証文申

付、岩田勘三郎手代原維蔵、石尾綱部家来永田五郎太夫、吉田

収庵家来野村与兵衛江も令聞之、目安返答書繼台裏判消ニ遣す

△B△ 御相談書

久須美佐渡守

〔司法省調査課の附入れであらう〕
「下総国検見川村清八後家かつ、相手同村甚五兵衛外六人

資金出入」

右出入拙者方江訴出、当二月四日差日之初判差出、当時吟味

中之処、相手之内、甚五兵衛外五人ハ熟談内済いたし済口証

文差出振候儀も相見不申、然処相手之内、同国勝田村庄左衛

門ハ金子借用いたし候儀無之旨申立、証文印形も相違いたし

居候間、訴訟方相糺候処、夫清八存生中、金子貸遣、其節受

取置候証文ニ付、印形等相違可致謂無之、全庄左衛門儀貸遣

候金子返済致間敷と証人等申合、品能取捨申立候儀ニ可有之、

既右之外清八存生中、所々江金子貸遣、証文取置候分数口有

之、同人病死後、相滞候分ハ右証文を以、及懸合、夫々済方

相成候処、相手庄左衛門ニ限り右鉢之儀申立候段、難心得旨

申争罷在候内、同人倅庄七儀、拙者方江駈込訴いたし右訴状

之内、今般親庄左衛門儀、右清八後家かつより貸金出入被相

手取候処、右ハ庄七儀、同国續橋村重助其外之もの共ニ被勸

博奕ニ、打負候金子償方ニ差支、右之もの共世話いたし前書

清八存生中、借受呉候節、親庄左衛門名前ニ候ハ、可貸置旨、

清八申聞候由ニ付、無勘金式拾八両式分借受候趣之証文、庄

左衛門名前ニ相認差遣候故、同人ハ更ニ不存儀之趣ニて右ハ

御法度筋ニも拘り、難捨置候間、庄七吟味いたし候処、同人

ハ一駄馬医渡世ニて去ル辰年中、近村江療用ニ罷出候処、續
橋村重助と道連ニ相成、同国横戸村保五郎方江立寄候節、村
内五郎右衛門并右横戸村衆蔵、檢見川村勘十郎等罷在、右之
もの共一同にて酒肴取寄、馳走ニ成候上、博奕を被勸、無廻、
手合ニ加り候処、両度ニ都合金貳拾四兩貳分貨ニ相成候旨申
聞候得共、此もの持合金無之ニ付、檢見川村清八ハ所々江金
子貸出候由にて五郎右衛門、勘十郎等世話いたし呉、尤証文
之儀ハ親庄左衛門名前ニ無之候てハ難出来候ニ付、無沙汰ニ
庄左衛門名前認、差遣し、勿論其節此もの江ハ金子受取不申、
其後去々末年八月中、清八儀、右金子江利分を加、都合金貳
拾八兩貳分ニ相成候由にて証文可書替旨、前書五郎右衛門を
以、申越候間、尚又右証文此もの相認、証人之儀ハ同人并親
類村内嘉左衛門名前相認候得共、同人江も不申聞、勿論此も
のハ倅之身分にて印形無之候間、調印ハ不致、其俟清八方江
差遣し候儀之旨申之候ニ付、右重助、五郎右衛門、勘十郎、
衆蔵并保五郎事三郎右衛門をも呼出、吟味いたし候処、右駄
之儀ハ無之旨、申争吟味中之処、追々懸合之上、右ハ全庄七
心得違にて去ル辰年、馬療治として近村江罷越、三郎右衛門
并勘十郎宅等江立立寄候節、右兩人、其外前書五郎右衛門、重
助、衆蔵等手合にて拾錢、貳拾錢賭之賭將暮いたし候儀にて
尤其節庄七打負候賭錢聊有之候得共、右故清八江金子借用相

頼候儀ハ無之、其頃庄七、馬売買ニ付、金子入用有之、五郎
右衛門、勘十郎等江口入相頼、清八より金子借用いたし候積
り対談いたし候得共、馬売買相談整兼、其俟金子不受取、打
過候内、去々末年八月中、尚又同様之儀にて金子有之貳拾八
兩貳分之証文、清八任申、親庄左衛門名前ニ相認、清八方江
差遣候処、金子不有合由にて内金として三兩借受、殘金追て
受取候積りにて、いまた不受取内、清八病死いたし候儀にて
右ハ訴訟方にて帳面取調之上、相分り、右次第故、証文之
儀ハ調印も不致、差遣置候儀之処、右駄内金をも受取、且追々
殘金受取候積ニ付、清八方にて調印いたし候儀にも可有之儀、
同人不罷在上ハ子細難相分、然処かつ儀ハ清八病死後、同人
仕廻置候証文之内、庄左衛門名前之儀ハ同人江無沙汰ニ倅庄
七認差越、其節清八より内金ノミ相渡置候儀とハ不存候とも
庄左衛門江得と懸合も不致、相手取、出訴いたし候段不付、
庄七ハ去ル辰年、重助其外之もの共手合にて拾錢、貳拾錢賭
之賭將暮いたし、殊清八存生中、同人より金子借用いたし候
節、親庄左衛門名前ニ候ハ、貸可違旨、清八任申、庄左衛門
江も不申聞、同人名前無印之証文差遣、内金借受、其上右金
子返済方相滞、清八後家かつより庄左衛門相手取候ニ驚、当
惑之余り先年重助等一同賭將暮いたし打負候儀を存出し愚昧
之心底より右を博奕之由申立、手合之もの共世話を以、右打

負候賭錢、清八より借受貫候躰ニ訴出候ハ、御法度筋不容易儀ニ付、右之もの共取扱、親庄左衛門江も難儀不相懸、速ニ内済にも可相成と事実引違、相違之儀等、訴状ニ認、駈込訴いたし候段、今更心得違相弁、後悔いたし五郎右衛門、重助、三郎右衛門、衆蔵、勘十郎ハたとへ聊之賭將基ニ候とも庄七俱々御法度之賭事いたし候段、銘々恐入、庄七借受候金三両ハ今般訴訟方江相返し庄左衛門ハ右躰事柄相分り、元來伴庄七、不束より事起り候儀ニ候上ハ何方江対し申分無之由にて一同吟味下け之儀、連印書付を以相願、振候儀も相見不申、尤庄七、五郎右衛門、重助、三郎右衛門、衆蔵、勘十郎儀、御法度之賭事いたし候段、不埒ニ候得共、去ル辰年中之儀にて、かつ、庄七ハ今般之不束も有之候間、右廉急度も可申付処、吟味下けをも相願候ニ付、宥免を以、庄七ハ急度叱り、かつハ叱り置、五郎右衛門、重助、三郎右衛門、衆蔵、勘十郎ハ旧惡之儀ニ付、御咎之不及沙汰段申渡、願之通吟味下ヶ承届候様可致と存候、依之及御相談候

酉七月
(佐渡守母)
同上

二

前掲の史料をほぼそのまま、分かりやすく現代文風に記述してみよう。ただし、一部述べたように、読む人の便宜のために前掲の史料の順序とは反対に△B▽・△A▽

の順序にしてみた（内容を若干省略したところもある）。

△B▽

御相談書

(勘定奉行)
久須美佐渡守

下総国検見川村清八の後家かつと同村甚五兵衛ほか六人との間の貸金出入

右の出入り（争論。民事訴訟）は拙者方へ訴え出、当年（嘉永二年、一八四九年）二月四日から始まり、吟味中のところ、相手（訴えられた人。初めは五五人いた）のうち、甚五兵衛（検見川村）ほか五人は熟談内済し、済口証文（和解証文）を差出し、問題はないように見えた。しかるところ、相手のうち（残る一人である）同国勝田村庄左衛門は、金子を借用したことはないと言い、証文（筆跡のことであろう）、印形（ハンコ）も違うと申立てた。そこで訴訟方（清八の後家かつ）を相糺したところ、清八が生前、金子を貸したさいの証文であつて、印形なども相違なく、それはまったく庄左衛門が返済したくないので、証人などと申合せ、つじつまをあわせているという。すでに右のほか、清八生存中、所々へ貸してある金子で、証文をとつてある分は数口（訴訟にもちこまれた分）あつたが、同人病死後、相滞っている分は右の（右のような）証文で懸合ひ、それぞれ決着してい

検見川村と勝田村の位置関係図



(基図は明治18年8月版「千葉県管内実測全図」)

る。しかるに相手庄左衛門にかぎり、右のように申立てるのは心得難いとしている。このように申し争っているうち、同人（庄左衛門）の倅（息子）庄七は拙者（久須美佐渡守）方へ駄込み訴（奉行所の門内への直接の訴）をしてきた。その訴状によると、今般、親庄左衛門が清八後家かつから貸金のことで訴えられているが、これは庄七が、同国横橋村重助、そのほかの者共に勧められて博奕をやり、負けた金子の支払いのために、この者たちの世話で清八から借金をしたという。そのせつ清八は、庄七の親庄左衛門の名前ならば貸す、と言うので、やむなく庄七は金二八両二分の借金の証文を庄左衛門名前でしたためたので、庄左衛門は知らないことだという。このことは「御法度筋」にふれるので（博奕は禁制なので）、捨ておき難いので庄七を吟味した（出入り筋Ⅱ民事筋から吟味筋Ⅱ刑事筋への取調べになった）。庄七は大体「馬医」を職業とし、去る辰年中（弘化元年、一八四四年）、近村へ「療用」（治療Ⅱ往診か）に行ったところ、横橋村重助と道連れになり、同国横戸村保五郎（三郎右衛門こと）方へ立寄った。そのせつ、村内（検見川村であろうか）五郎右衛門ならびに右の横戸村糸蔵、検見川村勘十郎などがいた。一同で酒肴を取り寄せ、馳走

になったうえで博奕をすすめられ、やむなく、それに加ったところ、両度で都合（全部で）金二四両二分貸（借り）になったが、持合せ金がなかった。それゆえ、検見川村清八が所々へ金子を貸出しているというので（検見川村の）五郎右衛門、（検見川村の）勘十郎が借金の口ききをしてくれた。もともと証文については、親庄左衛門の名前にしなくては駄目だと（清八が）言うので親には知らせないで、庄七はその名前をしたためて証文を渡した。むろん、そのせつ、庄左衛門は金子は受取っていない。その後、去々末年（二年前の弘化四年。一八四七年）八月中、清八はこの金子に利子を加え、都合（全部で）金二八両二分（三年間で利子は四両）になるので証文を書替えると前書五郎右衛門をもって申越したので、なおまた証文を相したため、証人は同人（五郎右衛門）、村内（勝田村）親類嘉左衛門の名前をしたためたが、同人（庄左衛門）へも申し聞かせず、もちろん、この者（庄七）は倅の身分であって印形がないので、調印はしないで、そのまま証文を清八へ渡した、と申している。それゆえ、右（横橋村の）重助、（検見川村か）五郎右衛門、（検見川村の）勘十郎、（横戸村の）糸蔵、ならびに（横戸村の）保五郎こと三郎右衛門をも呼出し、吟味したと

ころ、そうではないと（一同が）主張し、申し争いとなった。追々、懸合いの結果、右のことはまったく庄七の心得違いであった。庄七は、去る辰年（弘化元年）「馬療治」のため近村へ行ったさい、（横戸村の保五郎こと）三郎右衛門、ならびに（検見川村の）勘十郎宅へ立ち寄った時、この二人と前記の五郎右衛門・重助・桑蔵などと拾銭、式拾銭の賭将碁をしたという。もっともその時、庄七には打負けた賭銭はいささかあったけれども、それが理由で清八に金子借用を頼んだわけではない。そのころ庄七は馬売買のための金子が入用なので五郎右衛門、（検見川村の）勘十郎などへ口入り（紹介）を頼み、清八より金子を借用するつもりで対談した。しかし、馬売買相談（＝商談）が成立せず、そのまま金子は受けとらないで打ちすごしてきたのである。そのうち去々末年（一昨年の弘化四年、一八四七年）八月中、なおまた同様の儀にて金子が入用となり、金二八両二分（の借金）の証文を清八の申すにまかせ、親庄左衛門名前に相したため、清八方へ渡したところ、（清八方に）金子の有合せがないというので、金三両を借り受け、残金は追って受け取るつもりでいたところ、清八が病死した。このことは訴訟方（後家かつ）にても帳面取調べのうえ、相分

かった。右の次第であるから調印もしないでにおいて、このように（庄七が）内金を受け取り、そのうえ追々に残金を受け取ってから清八方にて調印いたすことになっていたのかどうかは、同人（清八）がいないうえは子細（事実）の意味が分かり難い。しかるところ、後家かつは、清八の病死後、同人がしまっておいた証文のうちに庄左衛門の名前があり、庄七が親に知らせずにしたためたもので内金のみを渡してあることは知らなかったとはいえ、庄左衛門とよく懸け合いもしないで訴えたことは「不行届」である。庄七は去る辰年（弘化元年）に（横橋村の）重助、そのほかの者共と拾銭、二〇銭の賭将碁をした。ことに清八存生中、同人より借金した時、親庄左衛門の名前であるならば貸すという清八の言うままに同人名前（庄左衛門）、無印の証文で内金を借り受けた。そのうえ、庄七は、右金子返済方が滞り、清八後家かつより庄左衛門を相手取って訴えたのに驚き、当惑のあまり、先年、重助など一同と賭将碁をして打負けたのを思い出し、愚昧の心底より右の博奕の件を申立て、手合いの者共の世話で打負けた賭銭を清八より借り受けたことを訴え出れば御法度筋にふれ、容易ならざる儀になり（そのようになった方が一件が決着すると思ひ？）、

右の者共が取扱い、親庄左衛門へも難儀がからず、速やかに内済（和解）にもなるとし、事実と引違い、相違のこゝとを訴状にして「駈込訴」えしたことを心得違と後悔した。（検見川村の）五郎右衛門、（横橋村の）重助、（横戸村の）三郎右衛門、（横戸村の）衆蔵、（検見川村の）勘十郎は、たとえ、いささかの賭博基であっても庄七ともども御法度の賭事をしたことは（悪いことをしたとして）恐れ入った。庄七が借り受けた金三両は今般、訴訟方（後家かつ）へ返した。庄左衛門はこの事情が分かり、元来は倅庄七の不束（ふつち）より事がおこつたのであるから何方へ対しても申分ないとしている。一同吟味下げの連印もあり、（一件は）書付をもつて相願つたようにも見えない。もつとも庄七、五郎右衛門、重助、三郎右衛門（保五郎こと）、衆蔵、勘十郎は御法度の賭事をしたのは不埒であるが、去る辰年中のことであるので、かつ、庄七は今般の不束もあるので「急度」（きつと）も申付けるべきところ、吟味下げを相願うので有免をもつて庄七は「急度叱り」、かつは叱り、五郎右衛門、重助、三郎右衛門、衆蔵、勘十郎は「旧惡」（昔の惡事）なので「御咎」にはしないことにして吟味下げをうけつけたいと存している。御相談する次第である。

酉七月 同上

△A△嘉永二酉年七月

下総国検見川村清八の後家かつと、相手同村甚五兵衛ほか五四人への貸金出入りについて。岩田鐵三郎代官所領分の下総国千葉郡検見川村清八の後家かつが、小林虎之助知行所分の同村（検見川村）甚五兵衛ほか五四人への貸金（滞金）三三九兩二分、錢二八貫（錢六貫五〇〇文で金一兩ぐらい）二〇〇文余の返済を求めて出訴におよんだ。裏判（奉行の呼出状）をもって呼出し、吟味し、相對のうゑ、甚五兵衛ほか五三人の滞高（未返済金）三〇一兩二朱、錢二八貫二〇〇文余のうち、（かつは）金八九兩一分、錢九貫七〇〇文余を受取り（返済となり）、金一三八兩三分は「証文仕直し」（証文書直し）、残分の不足した分（推定すると金七三兩二朱と錢一八貫五〇〇文）については文句はない（請求しない？）ということとで決着する旨、双方が済口証文を差出した。そして（しかし）、この目安（訴状）のうち、千葉郡勝田村（ほとんど旗本石尾織部知行所）庄左衛門へ相かかる分（貸金分）は「博奕賭錢」であつて「親庄左衛門が知らない金子である」と、倅庄七が「駈込訴」えをした。それについて関係者などを呼出し、一同を吟味中であつたところ、次のようなことが分かった。この一件については、庄七

は博奕をしたわけではなく、賭將碁をしたのであって、そのように（博奕をしたように）言い、心得違いであったと弁明している。もっとも庄七は、清八が生存中、そのことは押し隠し、金二八両二分を借受けるつもりで約定したところ、同人は金子の有合せがないというので内金三両を借受け、残金は請取っていないうちに清八が病死した。このような事情が分かり、右の金三両（内金三両）は、訴訟方（清八の後家かつ）が請取り、一同申し分ない旨、吟味下げを願うので、願の通り、下げ遣す。かつ、庄七、五郎左衛門、衆蔵、三郎右衛門（保五郎こと）、勘十郎、重助のうち、かつは、夫清八の病死後、同人がしまっておいた証文のうち、庄左衛門の名前を無断でその伴庄七がしたため、そのせつ清八より内金（三両）だけを渡したとは知らなかったとはいえども、庄左衛門へしっかりと懸け合ひもしないで出訴したことは不行届である。庄七は去る辰年（弘化元年）、重助そのほかの者共といっしょになって拾銭、式拾銭賭けの賭將碁をいたし、殊に清八生存中、親庄左衛門の名前ならば貸すという清八の申すままに、親庄左衛門へも知らせずに同人名前の無印の証文を書いて内金（金三両）を借受けた。そのうえ、この金子の返済が相滞り、清八後家かつ

が庄左衛門を訴え出たのに驚き、当惑のあまり、先年（弘化四年）、（檳橋村の）重助などの一同と賭將碁して負けたのを思い出した。庄七は愚昧の心底から、この博奕の件について、右の手合わせの者共（勝負相手となつた右の者共）の世話で、打負けた賭錢を清八より借受けたことで訴え出るならば、御法度筋にふれ、容易ならざる儀であり、右の者共が取扱い（右の者共の責任となり）、親庄左衛門へも難儀がかからず、速やかに内済にもなるとし、事実と引違い、相違のことを訴状にして駁込訴えした（以下は△Ｂ▽「御相談書」と同一なので中略する。△Ｂ▽の案のように申渡しが行われている）。岩田鋏三郎（検見川村の幕府代官）の手代原繼蔵、石尾織部（旗本。勝田村の領主）の家来の永田五郎太夫、吉田収庵（旗本。検見川村の領主）の家来の野村与兵衛へもこれを聞かせた。訴状、返答書などの裏判を消して渡した。

むすびに代えて

検見川村は花見川河口南岸の袖ヶ浦沿いの海岸低地に位置していた。花見川河口は、種々の商品などの津出しの場所として知られていた。元禄一三年（一七〇〇）、江戸までの距離は八里あり、廻米運賃は一〇〇石につき

一石であったという（『徳川禁令考』前集6）。この一件のおきた幕末期には、同地域はかなり活況を呈したのであろう（現代である昭和初期の検見川町については、新井英夫「昭和初期の検見川——少年時代の記憶から——」『千葉いまむかし』四号、一九九一年）がある。新井氏は、昭和五年（一九三〇）の松井天山写生『千葉県検見川町鳥瞰図』に多く依拠して執筆していられる）。

管見のかぎりでは、徳川時代の検見川村の史料は少ない。この一件は特に目あたらしい内容をふくむものとは言えないが、その意味で一つの資料として紹介してみた。以下、若干、補足的に紹介、整理を試みることにする。

まず、既掲の△B△「御相談書」をよく読めば分かるように、幕府勘定奉行の久須美佐渡守はその審理にあたり、訴訟方・相手方の訴状（あるいは言い分）を十分点検したことは言うまでもない。勘定奉行は△B△といっしょにそれらの一件書類（あるいはその写）を幕府評定所——勘定奉行も参加する——に回したのであろう。それは△A△、△B△を読むことによって分かる可言えよう。

さて、申渡書ともいふべき△A△によると、検見川村清八の後家かつは同村甚五兵衛ほか五四人（全部で五五人となる）に対して、金三二九両余と錢二八貫文余（天

保一三年、金一両につき錢六貫五〇〇文の換算が規定されている）の返済を求め、奉行所に出訴したのである。

これは、清八が生前に貸した分について後家かつがその回収に成功しなかったことを物語るものであろう。しかし、右の貸金額は、実際に計算してみると金二八両余ほど多く、正確には金三〇一両二朱、錢二八貫二〇〇文と決まった。後家かつはこのうち、金八九両一分（二九・六パーセント）、錢九貫七〇〇文の回収には成功したが、金一三八両三分は「証文仕直」（返済年限の延長）し、残り分（推定すると金七三両二朱と錢一八貫五〇〇文）については文句はない（請求しない？）ということで一応の決着をみたことがわかる（右の決着はストレートにいったわけではなく、甚五兵衛ら六人については若干、調整に手間取り、そして最後に庄左衛門一人が残るわけである）。

検見川村清八がどのような人物であり、また、どのような営業を行っていたかは不明であるが、当時かなり手広く金融業（金貸業）を営んでいたことだけは推定できる。

前記のように、検見川村清八の後家かつと検見川村甚五兵衛ら五四人との間の借金一件は、双方にとって不満

な点はあったろうが、一応解決した。この分については
済口証文による正式な決着であった。しかし、同郡勝田
村の庄左衛門だけは、自分の知らない借金（金二八両二
分）であると主張し、申し争いになっている最中、その
息子庄七が「駄込訴」えをしてそれは親には無断で親名
前で借りたものであると述べている。庄七は「馬医」を
して近村への「療用」（治療＝往診のことか）の帰
りに横橋村重助、横戸村・検見川村の者などと博奕をし
て負け、その代金を右の借金で支払ったという。勘定奉
行としては、博奕は「御法度筋」にふれるので庄七を吟
味したのである。その結果、庄七は賭博将棋——広い意味
では博奕ではあるが——はしたが、博奕をしたわけで
はなく、馬売買に必要な金二四両二分の工面がつかず、
前記の検見川村清八から親名前で「内金三両」を借金し
たのが実際であるという。庄七は馬医をしながら馬売買
をしていたのである。しかし、庄七が、貸金側のかつと
庄七の親庄左衛門とが争っている最中に、わずかな賭博
棋を博奕と申立て、「駄込訴」を行ない、結果的には一
件を大きくさせた理由が、史料△A△B△Cからははっ
きりしない。

庄七のこのような行動（駄込訴）は、ともかくも、早

く借金の主が自分であることをはっきりさせないと、一
件が、より重大化すると考えたからであろうか。それに
しても庄七の「駄込訴」は若干不可解な行動である。

貸金側の後家かつは、十分な懸合いもしないで出訴に
およんだことで「叱」、借主側の庄七は、事実と違う訴
状での「駄込訴」で「急度叱」の処分となっている。い
ずれも奉行所の白洲に呼び出されて叱責をうける刑罰で
ある。これは江戸幕府法上、一番軽い刑罰である。しか
し、実際には一番多い刑罰であった。

不十分な史料紹介に終わったが、多くの方々からご教示
を賜われれば幸甚である。

（補論）この一件で中心的な人物となった勝田村庄七の
職業が馬医であるのは、同地域で交通用の馬が多く飼
育されていることを物語っている。たとえば東金街道
に臨んだ継場の横橋村では、天保一四年（一八四三）
の「村差出明細帳扣」（町野久衛家文書）によると家
数九三軒、馬七二疋であるという（川名登「幕末に於
ける農民斗争の一形態——横橋村打こわし事件」『史
葉』一号、千葉大学、一九五六年）。

千葉市史編纂委員会編集員
東京国際大学教授

天保十四年沼津藩の印旛沼堀割工事

高野 栄 美

はじめに

印旛沼の堀割工事は、天保の工事以前、享保、天明期の二度にわたり実施された。いずれも二本の川を開削し繋げて、印旛沼から江戸湾まで通じる堀をつくろうとするものであった。享保、天明期の堀割工事では、印旛沼周辺を干拓し当時幕府により奨励されていた新田開発をすることを目的としていた。老中水野忠邦を推進役として始められた天保十四年の堀割工事は、享保、天明期同様、印旛沼と江戸湾の堀割を完成させようとするものではあったが、「此度之義者、沼内新開等の御趣意ニハ無^{註1}之、水害御救通船便利之為、川路御取開被仰出候義ニ付」と言っているように、その目的は、周辺村々の水害対策と水運にあった。

天保十四年（一八四三）六月十日、鳥取城主松平因幡守、鶴岡城主酒井左衛門尉、沼津城主水野出羽守、秋月

城主黒田甲斐守、貝淵城主林播磨守の五大名が御普請御手伝を命じられた。^{註2}従来ならば金納で済んでいたのであるが、今回は、彼らが直接工事を手懸けるよう命じられた。堀割工事は五区に分けられたが、その担当^{註3}五区は、それぞれ高に依じて割り当てられたと言われている。

天保十一年十一月工事の準備として勘定組頭の五味與三郎、勘定樽原謙十郎が、印旛沼を巡回し設計工費を調査した時の堀割工事予定場所の様子は、

（前略）

沼口ヨリ検見川村海面落口迄古堀筋惣鉢押埋り、葎生又ハ田方ニ開キ候場所多分有之、堀上之方堀形相残候所モ、最寄村々ヨリ落入候悪水沼口之方へ逆流致シ、都テ堀筋変地仕天明度之元形難相分候

（以下省略）

とあるように、土砂崩れや開墾により天明期の堀割の原形を見ることは出来ない状態となっていた。^{註4}

また、鶴岡藩、鳥取藩担当の二の手三の手工区は、繰り返し調査が行われていたが、高台であったり、ケド層と言われる泥湿地が含まれていたり、工事が難航するところが予想された。天保の印旛沼堀割を請負われた五大名は、水野忠邦に目を附けられていたと言われている。

沼津藩水野出羽守忠武の家柄は、徳川家康の生母となつた於大の実家ということもあり、徳川幕府と深い関わりを持つ譜代大名である。沼津初代城主忠友は老中、次の忠成は老中首座として幕閣の重要な位置を占めていた。天保改革を進めた水野忠邦は、忠成の後押しで唐津より浜松へ国替を果たし、中央政治の舞台に立つことが出来たという経緯があった。沼津藩四代目藩主水野忠武の場合、名門譜代大名の家柄が老中水野忠邦にとって脅威であつたためであろう。印旛沼堀割工事以前にも天保十三年（一八四二）八月沼津藩領地三河国前浜新田一〇五〇石を忠邦の命により上知されるなど風当たりが強かつた。^{註5}

沼津藩の印旛沼堀割工事については、史料調査等により発見されている史料の数が少なく、詳細な部分については不明な点が多い。本稿では、既存史料や他藩の史料を参考にして、沼津藩の堀割工事について概観することを試みたい。

なお、収載史料の「より」の合字は平仮名で表記した。

一 沼津藩の堀割工事

六月十日、印旛沼堀割工事は、「古堀筋御手伝普請」として各藩に言渡された。堀割予定の場所は一二三に区分けされ、杭が打たれ番号が附された。その番号を附した杭で、各工区が示された。沼津藩の工区は、沼口より横戸村高台付近まで（一番杭く五七番杭）長さは四四〇間余りで、五工区の中で最長であつた。工区に接する村としては、西側平戸村・島田村・桑納村・麦丸村・萱田村・大和田村・横戸村、東側逆水村・上勝田村・横戸村があげられる。小屋場は萱田村にあり、幕府側担当役人は、勘定愛知升七郎、普請方田口権之丞、萩野捨次郎、鈴木栄蔵と決まつた。^{註6}

沼津藩側の担当役人については、はっきりとしたことは分かっていない。だが、大名による御手伝普請が中止となり暫くして、天保十五年（一八四四）九月二十二日に、「印旛沼古堀筋御普請御用」を勤めた沼津藩家臣に^{註7}対し銀と時服が褒美として与えられている。

天保十五辰年九月廿二日

銀三十枚

羽織

水野惣兵衛家来

土方 縫殿助

時服 三

銀二十枚

羽織

五十川与右衛門

時服 三

銀十枚

羽織

土方 祐右衛門
近藤 八市郎
金沢 孫之丞
原田 四郎兵衛
梅村 衛

時服 三

利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用相勤候ニ付被

下之

ここに書かれた人物のうち土方縫殿助は天保九年ごろ

^{註8}

には江戸家老の職にあり、この普請の惣奉行格であったと思われる。それは褒美の額を他の藩の惣奉行格家臣の

ものと比べても明らかである。また五十川与右衛門は副惣奉行格、他の五人は普請奉行か勘定奉行格であろう。

彼らは主に沼津藩江戸屋敷に詰めていた役人であったと思われる。

その他にも国元より普請御用役人として小林要蔵、小原雲平、原川太郎右衛門、杉山簾助外同心四人と医師柳下玄達が七月十四日沼津城を出立している。^{註9} 彼らの役職については不明であるが、おそらく直接現場に携わる普

請役人であったと思われる。



印旛沼堀割（花見川）右岸の弁天社

1992. 11. 23 露崎芳郎氏撮影

六月二十日各大名の家来たちはそれぞれ個条書に質問事項をまとめ勘定所へ提出した。その後、付札にてその回答が達せられている。その節の水野出羽守家来金沢八郎の提出した質問事項とその際の幕府側回答は次の通りであった。^{註10}

一御場所江人数罷越候節、何之地江着可仕候哉

但最寄百姓家等相対を以借請候儀御座候哉

(附札) 書面御普請所下総国平戸村より大和田村迄持

場内江着可被致候、且旅宿之儀最寄百姓家借

受候儀不苦

一右人数到着仕候与何之御場所江御届可仕候哉

(附札) 書面人数到着之上者、場所詰合御勘定方御目

付方江可被相届候、尤江戸表江御届等之儀者

先格茂有之候儀与存候

一小屋場地所御渡之砌、直御普請丁場も御渡相成候哉、

左候得者榜示杭等立候儀御座候哉

(附札) 書面小屋場地所引渡候後、地(場)所丁張之

上、追而丁場相渡候間、其節榜示杭可被相立

候

一小屋場取立之儀最寄受負人等江申付候而も苦間敷哉、

且竹木等者当地より廻候儀御座候哉

(附札) 書面勝手次第可被取斗候

一御場所仕立方之儀、上口巾堀込深サ土捨場等者印杭

ニ而御引渡可被成旨奉承知候、右上口巾堀深サ等凡

之処兼而心得罷在度奉存候

(附札) 書面堀込其外仕様之儀者追而可相達候

一御普請出来上り之頃合、凡何頃之御見込御座候哉

(附札) 書面御普請出来頃合之儀者、歟入より凡十ヶ

月程を目当ニ致し候心得ニ有之候

一絵図面御掛紙沼内浚共与有之候、右者沼口之儀可有

御座候得共、為念程合承知仕居度奉存候

(附札) 書面沼内浚之儀於場所可相達候

工事担当役人や人足たちは直接工区へ赴き、到着の報告は現地に詰めている幕府勘定方や目付方へ報告する。

また、小屋場所が先に各藩へ引き渡され、工事場所は、

上口巾や堀の深さを指示した印杭を幕府の方で打ったの

ちに引き渡されたようだ。その後には各藩において榜示杭

を立てるよう指示が成されている。各藩にはそれぞれ工

事担当区の絵図が渡されており、沼津藩の場合、沼内浚

いも指示されていた。工事の予定期間については、一〇

ヶ月をみていることが分かる。このように、かなり具体的

な質問応答が成されているが、急な御手伝普請の命に

沼津藩側の戸惑いも伺われる。

七月二十三日鍬入され五工区一斉に工事が開始された。当初の計画では、全区堀床一〇間とされ、沼津藩工区の場合、深さは浅いところで六尺程、深いところで二丈九尺程、上口幅は広いところで一丈八尺程となっていた。^{註11}江戸表や国元よりの役人が詰めており、朝六ツ半太鼓の打ち出しにより人足が出そろい、休憩と終了は鐘で合図を行った。^{註12}工事範囲は五工区のなかで一番長いが、田面で二の手三の手の難所に比べれば比較的工事のしやすい場所であった。

七月二十七日になると水野越前守忠邦は、各藩の家臣を呼出し工事の凡の見積額を提出するよう命じた。^{註13}これを受け沼津藩は八月四日に六万三〇〇〇兩余りの見積金額を提出した。

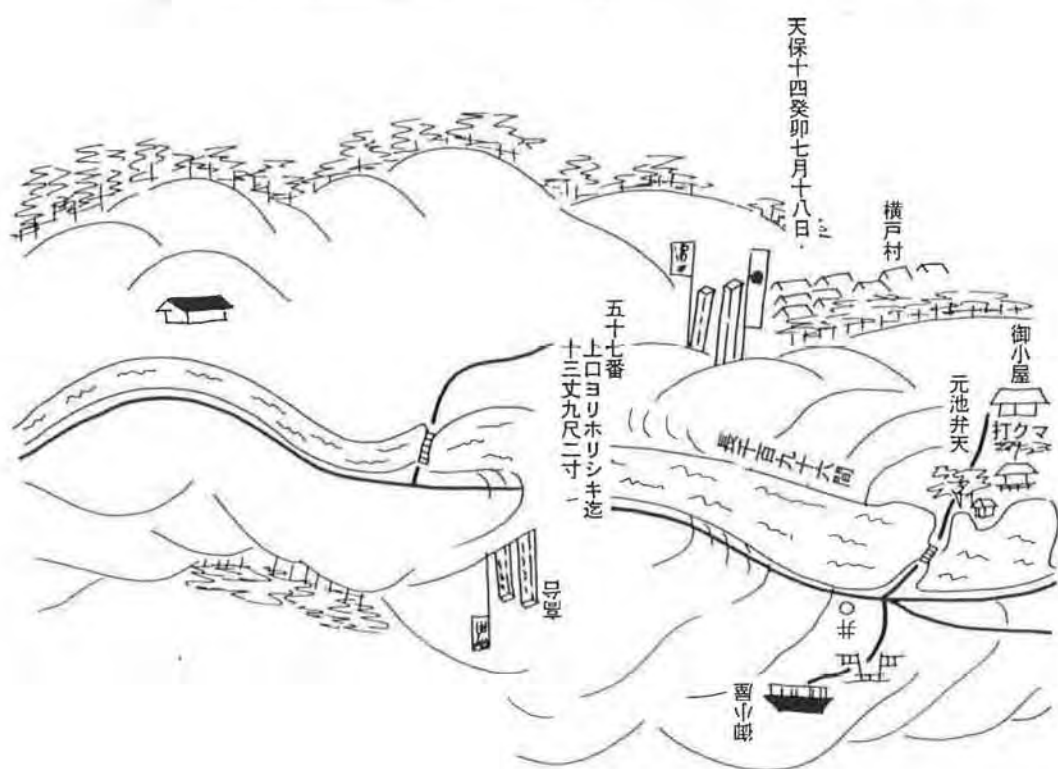
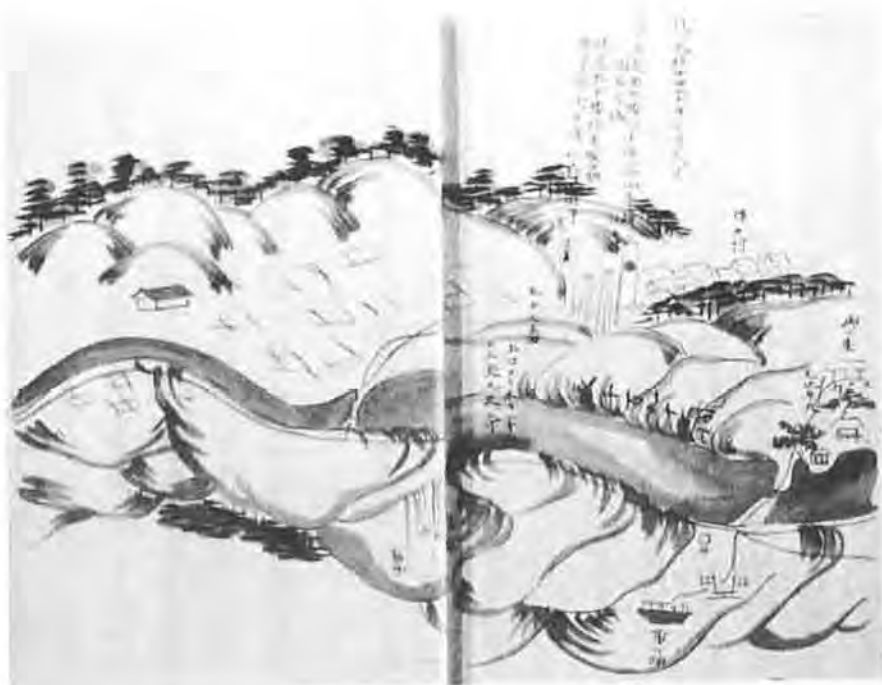
その後、各大名の出費が予想外に嵩んだこともあって、堀床を七間にした時の再見積提出の命が出された。深さ上口共縮小され沼津藩の見積額も四万三〇〇〇兩余りになった。^{註14}九月になると沼津藩と鶴岡藩工区境の高台の場所のみ堀床一〇間のままで、外は堀床七間とすることが各藩の担当役人に言い渡された。また、これまで一〇ヶ月程とされた工事予定期間は、これから厳寒に向かい人

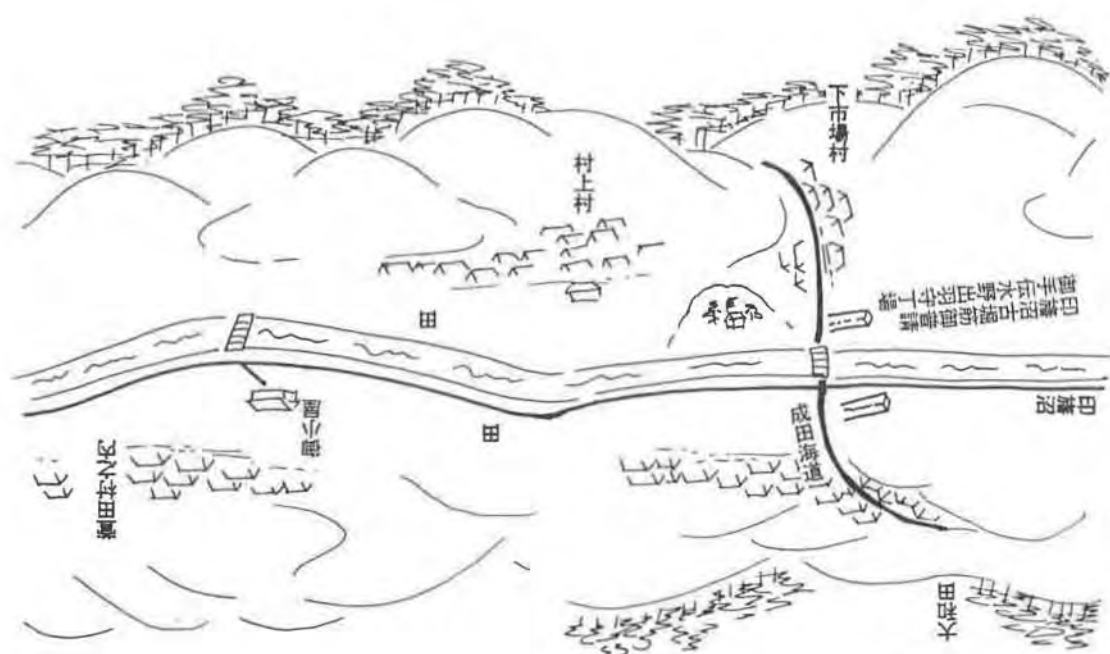
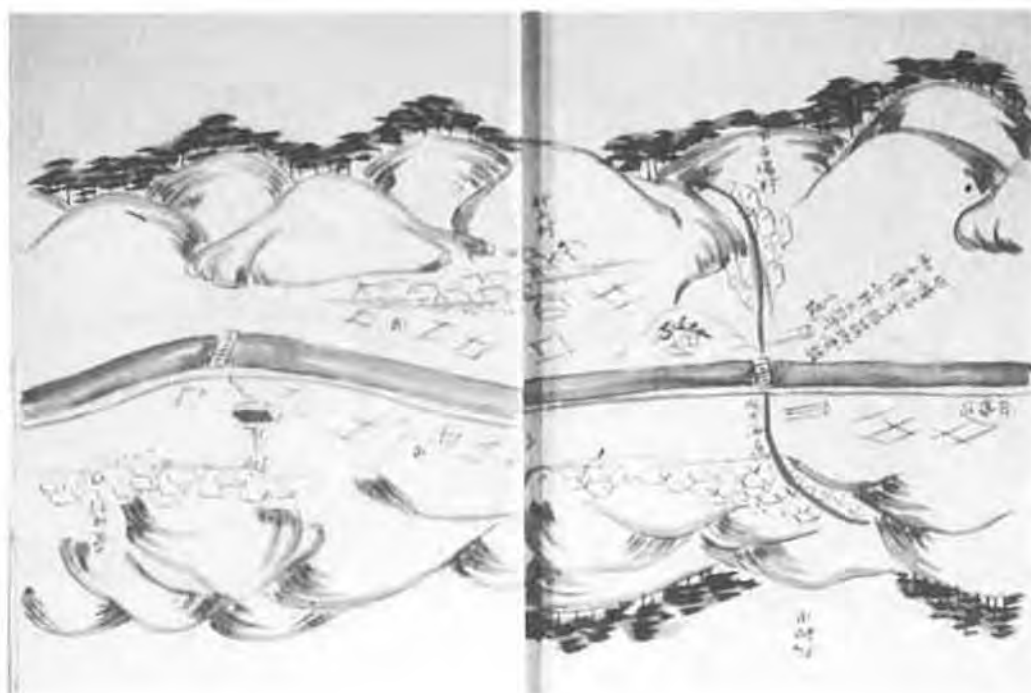
夫たちが難儀するという理由で十一月迄に短縮された。^{註15}

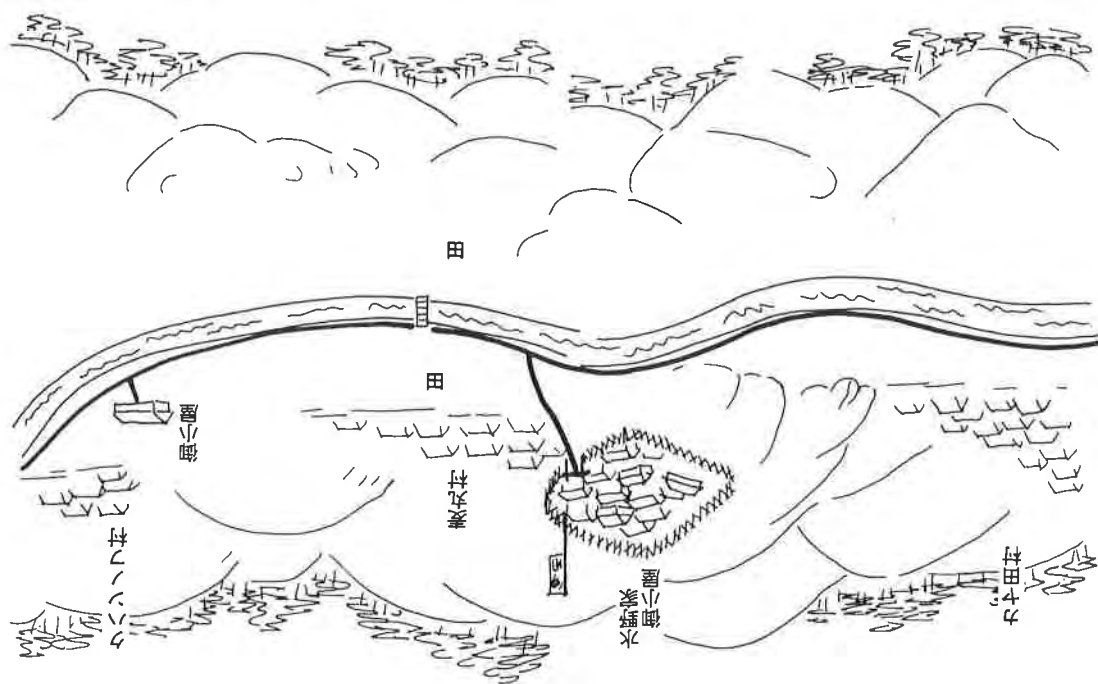
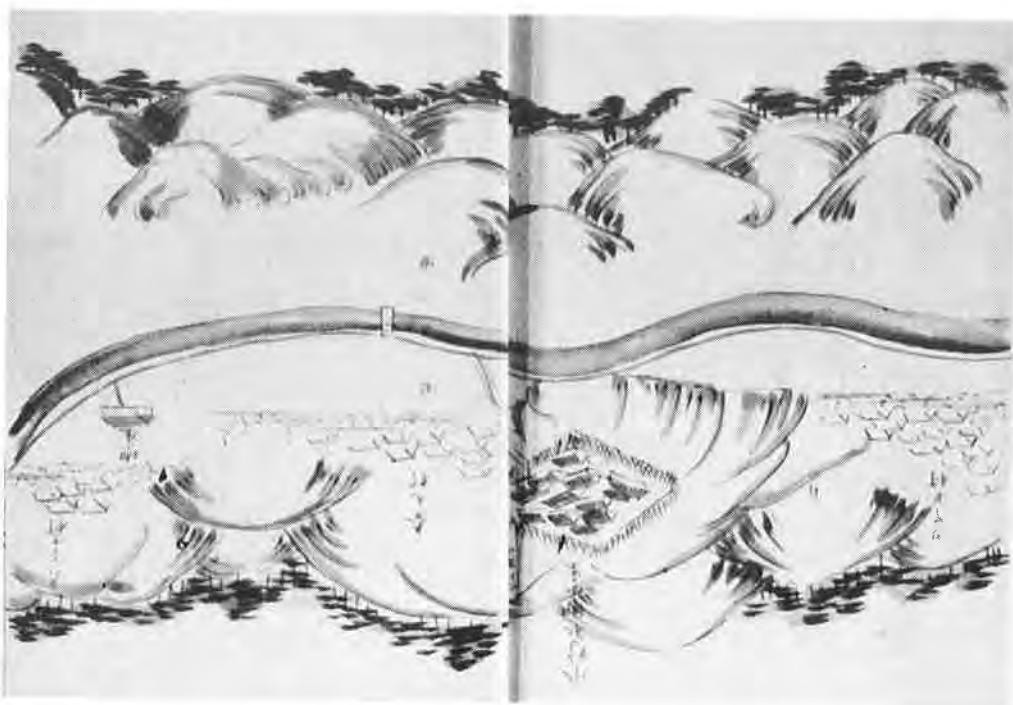
天明期の堀割工事では、利根川増水による洪水が、工事中止の要因となるほどの大打撃を与えるものとなったが、天保十四年の堀割工事においても、大水等の天災が工事の進行を著しく阻んだ。九月三日四日には、高波により五の手黒田甲斐守の工区が被害をうけた。また二十九日より翌閏九月二日迄続いた大風雨により、土が水気を含み堀床が浮き上がり縁が崩れ、堀が埋まってしまう等、損害を被った。沼津藩の工区でも、利根川が増水し印旛沼へ流れ込んだため水位が上昇、沼周辺が水没してしまい様子が分からない状態となってしまった。^{註16}堀床幅の変更で混乱している最中に、このような天災による被害をうけ、工事関係者の落胆ぶりが伺われる。たび重なる障害や工事の遅滞に、やがて「大名御手伝」という五区分割による工事方法自体への批判が高まっていた。

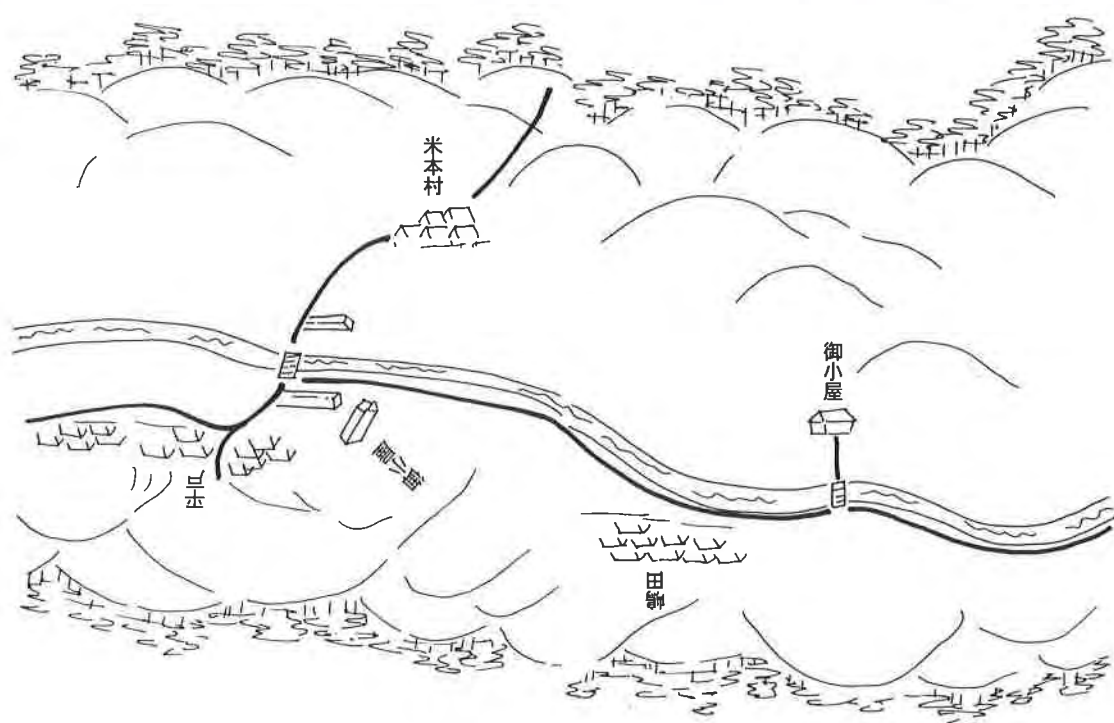
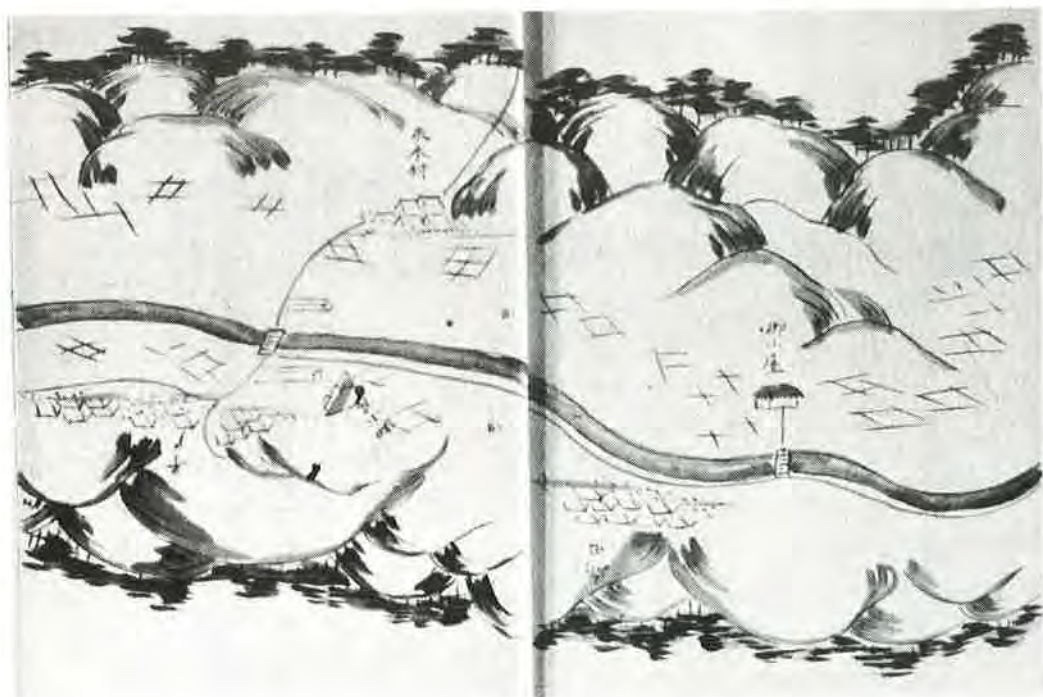
閏九月十三日印旛沼堀割工事の推進者水野忠邦が罷免されると、幕府工事担当役人の町奉行鳥居甲斐守は、
「印旛沼御普請所之儀ニ付勘弁仕申上候書付」という上申書において、「水行に逆らい五区を分担させ一斉工事を行うやり方は、いたずらに人足を多く使い、入用が嵩むので、大名たちの負担が大きい。これまでの工事仕法

從是北印旛沼古堀筋御手伝水野出羽守御丁場

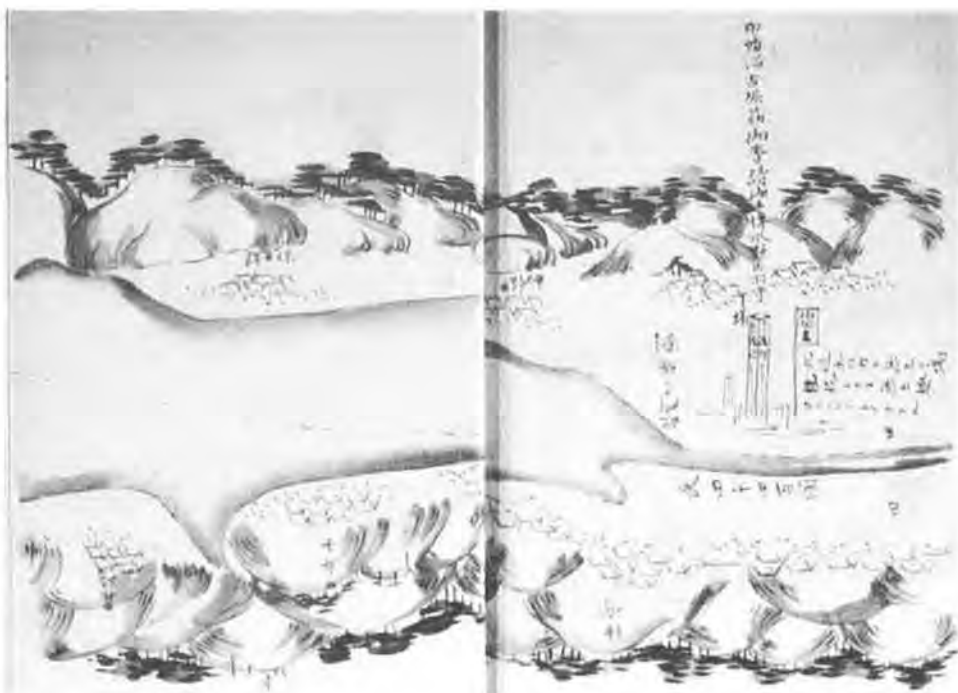




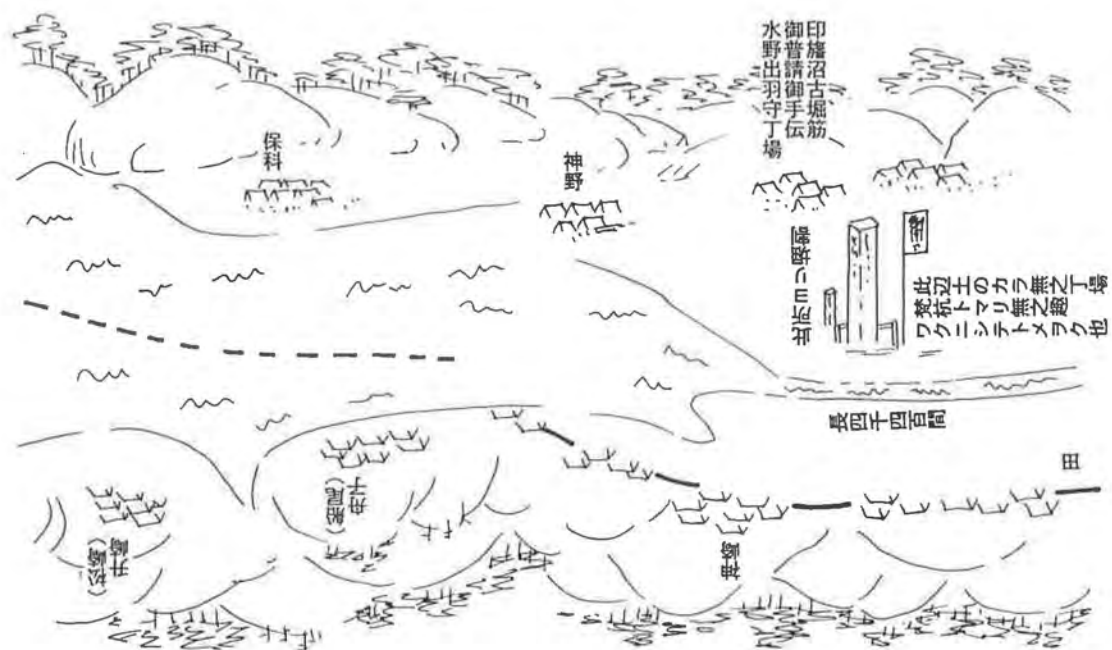




印旛沼古堀筋普請御手伝水野出羽守丁場



船橋市西図書館蔵「保定記」より



を改め、川下より順々に掘っていき、日数はかかっても入用が減少する方法を取るべきである。」と、意見を述べている。つまり、御手伝普請を中止すべきであると主張したのである。そして遂に閏九月二十三日には、五大名に対し、普請御手伝を免じ、公儀普請へと引き継ぐ旨の達が伝えられたのであった。

二 沼津藩の普請請負人

沼津藩普請場の様子を見てみると、「諸々より人足、商人とも凡千人ニ而御普請仕候^{註18}」とあるように、工事人足や商人一〇〇〇人余りが従事していた。人足については、国元より呼びよせることを原則とする旨の指示が幕府より出されている。人足の数が不足したときや、国元より人足が到着するまでの間だけ例外として、現地のものを雇っても良いことになっていた。しかしながら、人足の集め方は各藩まちまちで、鳥取藩では、「御国も遠路の事故、御領地の人夫御呼下しにも成兼候故哉、右堀立候近郷のものゝ潤ひに成候よふにとの思召の由」として、人足一人当りに五〇〇銅の手当を出し近郷の百姓を雇いあげた。また、工事一式を五万両で注文通りに仕上げると申し出た者がいたのだが、鳥取藩では断わったと

いうことであつた。鶴岡藩では、最初、幕府よりの達に従い国元より人足を呼んだ。しかし、国元の人足だけでは足りなくなり、近郷の請負人による雇い人足を入れることになった。貝淵藩は、はじめ人足の集まりが悪かったが、上等な弁当や菓子などを配るなどして人足を集めたようである。^{註19}

では、沼津藩の場合はどうであつたのだろう。七月二十七日水野忠邦よりの工事見積額提出の命に対し、沼津藩家臣金沢八郎の提出した文書を見てみることにする。^{註20}

天保十四卯年八月四日水野越前守殿江

出羽守様御手伝御普請所仕立方御入用凡積申上候様被 仰渡候、右者從御領分人夫被差出候得共、不案内之者而已ニ而万端行届不申候ニ付、其筋手採諸事引請方被 仰付候筈ニ而凡御入用高積立為仕候処、左之通御座候

金七万千四百七拾六両式朱ト壹匁四分

藏田清右衛門

金六万三千百四拾四両壹分ト四分三厘

深川八幡前

藏田屋

正助

金六万五千九拾三兩貳分ト拾匁

御領分

駿河国今泉村

黒鍬

新兵衛

右之外ニ茂両三人積方申付候所、何茂同等之振ニ御座候、此節右正助より人足為差出御場所差配為仕居候付、同人積書相添此段申上候、以上

水野出羽守様御家来

八月四日

金沢 八郎

これによると、沼津藩で提出した見積額は、請負業者が出したものであることが分かる。沼津藩では、印旛沼の堀割工事のような大規模な土木工事に精通するものがいなかったようだ。それ故、専門の業者六名に見積を出させ一番額の低い業者に工事を請け負わせることにしたのである。

請負人は江戸深川の蔵田屋正助（他の史料では、庄助と書かれている。以後、庄助と呼ぶ。）に決まった。ある史料には「人足雇方引受人」と呼ばれており、工事現場での人足の手配からその指示まで行っていた。沼津藩では彼に工事一式を任せる形を取ったようである。この

他に、人足世話役として、霊岸嶋銀町茂助、深川小松代町二町目喜右衛門、本所菊川町二町目徳兵衛、駒込千駄木町藤吉、千住宿繁右衛門、四谷筆筥町新兵衛、鮫ヶ橋新兵衛が工事にたずさわった。^{註21} 彼らは蔵田屋庄助と関係のある業者であったのではないか。

沼津藩の工事が近郷の人足雇方引受人を中心に進められていた頃、国元より工事請負を申し出た者がいた。名乗りを挙げたのは下石田村名主伴右衛門ら三名である。その時のことを、伴右衛門は日記にこう書き記している。^{註22}

右御普請御請負致度、坂類平、柳下莊兵衛并我等三人ニ而御役所伺之上、卯八月十六日出立ニ而十八日江戸御上屋敷へ着、小伝馬町三丁目中屋忠右衛門方へ旅宿一同逗留、同廿日舟ニ而行徳江上り萱田村御小屋江八ツ時着、同村名主清左衛門方へ止宿、翌日迄ニ不残御場所拝見、扨々珍敷御普請也、其節人足凡四千人程入込申候、御掛り江御伺候処、最早請負之儀ハ蔵田屋庄助へ取究候ニ付空引取ニ相成

伴右衛門、坂類平、柳下莊兵衛の三名は、沼津の役所に普請請負願を出し、黒鍬三人を引き連れ八月十六日沼津を出発した。二日後の十八日江戸に到着、沼津藩上屋敷へ挨拶に行き、小伝馬町田中屋忠右衛門方に一同宿泊

する。二十日には舟で行徳に渡り、沼津藩工区萱田村の小屋へ八ツ時（午後二時頃）着いた。伴右衛門らは、萱田村名主清左衛門宅に宿をとり、翌日にかけて沼津藩工区をじっくり見て廻った。八月の中旬といえば、ちょうど工事が軌道に乗った頃である。四〇〇〇人余りもの人足がひしめきあって作業をしている。聞けば、蔵田屋庄助が既に工事を請負っており、伴右衛門たちは何の成果もあげることなく工区を離れた。

伴右衛門たちが何時請負願を提出したかは明らかではないが、蔵田屋庄助らと共に見積額を提出しているとは考えられない。伴右衛門たちが沼津を出発したとき、すでに工事が始まっていることを承知していたのであろうか。坂類平、柳下莊兵衛が如何なる人物か不明だが、伴右衛門は下石田村の名主であり専門業者ではない。彼としては、利益をあげることを目的としたのではなく、藩のために何とか役に立とうと請負人を申し出たのである。しかし、着いてみると、現場は想像以上に難工事でも彼らの手に負えるものではなく、しかも工事一切は、江戸の請負人蔵田屋庄助に握られている。彼らの入り込む隙間はなかったのである。

廿三日昼立ニ而、小松川村へ泊り、廿四日四ツ半時江

戸へ着、直ニ御用状桜田御勘定所へ出ス、廿五日三人御呼出し之上御褒美として老人ニ付金貳百足ツ、頂戴、廿六日江戸出立、廿八日夕方帰宅、廿九日沼津御役所江帰宅御届并ニ御用状差出ス、道中人用并召連候黒鍬三人共日雇并道中人江被下置候、

伴右衛門らは、二十四日には江戸に帰った。翌二十五日三人は江戸屋敷に呼び出され一人金三〇〇疋宛の褒美を賜った。彼らの藩のためを思つての行為に、沼津藩としては褒美を与える形で答えたのであろう。二十九日には沼津の役所に帰宅の報告をしている。その際、道中の費用と共に一緒に連れていった三人の黒鍬の日雇賃等が役所より支払われた。

伴右衛門たちは無駄骨を折り、さぞ落胆していたことと思われる。だがもし、彼らが工事を請け負っていたとしたならば、彼らはそれを後悔することになったであろう。

三 沼津藩領内への経済的影響

沼津藩の領地は当時駿河国駿東、富士、志太、益津郡、伊豆国君沢、田方、賀茂郡、三河国碧海、幡豆郡、越後国蒲原郡にあった。印旛沼の堀割工事は、これらの地域

に少なからず影響を与えた。

全盛を極めた沼津藩二代目藩主忠成の時代、増加した領地からの収入に加え、台頭してきた裕福な農民地主層からの上納金、冥加金等が藩財政を潤していた。^{註3}しかし、忠成の死後、三代目忠義になると天保六年江戸城普請のため一万両、同九年焼失した西の丸普請のため一万両上納の命が出された。四代目忠武には、新田一〇五〇石上知となり、藩財政は傾いていった。

その最中、印旛沼堀割工事が命じられ沼津藩財政は窮迫した。この時期の沼津藩領内の様子を、先にも紹介した下石田村名主伴右衛門の日記をもとに見てみることにする。

沼津藩が御手伝普請の任を解かれて間もない天保十四年十一月、領内の者に対し御用金上納の命が出された。

同年十一月七日根方組山方組川向組身元之者御呼出し、於御役所被仰渡候へ、近來殿様御勝手向不宜、且印旛

沼御手伝御普請被仰付多分之御物入有之、其上御公務御初被為成難く候ニ付、此度身元之者共江夫々御用金

申付候間、是迄外様とハ違御用金之儀ハ稀之儀ニ付、

是迄之御仁恵ヲ相弁難有御請出精可致旨被仰出候、金拾両以上金貳百両迄夫々被仰付候、尤追々田方組君沢

組富士郡組賀茂郡其外志太郡益津郡御郡中一鉢ニ被仰付候、或者三百両五百両迄、御城下右ニ准し凡七千両余、尤かし満屋甚太郎ハ別段被仰付候、根方組山方組御用金御請肝煎役下小林村名主彦次郎并我等兩人江被仰付候、川向組者上香貫村名主莊兵衛下香貫村名主儀八兩人江被仰付候

沼津藩は領内を、地理的に近い村々をまとめて組合村の形で支配していたようである。まず、根方、山方、川向の組合代表を呼び、印旛沼の堀割工事のため藩財政が逼迫したことを告げ、御用金上納を命じた。それぞれの組に言い渡された額は、一〇両から二〇〇両までと様々であった。肝煎役として根方、山方組は下小林村名主彦次郎、下石田村名主伴右衛門、川向村肝煎役は上香貫村名主莊兵衛、下香貫村名主儀八が決められた。後に他の駿河国、伊豆国内沼津領の組合村および城下の者にも御用金が命じられたのである。

沼津藩領内の者たちの出金は御用金の上に留まらなかった。

印旛沼御普請見舞として、御郡中より千五百両上納之積り、当八月下旬取究願出し候処、江戸御屋敷御伺中ニ而暫く御沙汰無之処、十二月ニ至り寄得之事ニ付御^(奇特)

請ニ相成可納旨被仰付候、然ル処御用金被仰付候時節故、色々御内意申上候得共御聞濟無之、十二月廿日迄ニ上納ニ相成候、高百石ニ付金五両壹分ツ、但し割元より上納

伴右衛門たちは、堀割工事最盛期の八月下旬、一五〇〇両の御見舞金を差出すことを決め沼津藩江戸屋敷へ申し出ている。ところが梨のつぶてで沙汰が無かった。そうこうするうち、御用金上納が命じられ伴右衛門たちが金策に奔走する最中、急に見舞金上納が認可された。御用金の件があるので、内うちに申し上げてみたのだが一向に聞き入れてもらえなかった。見舞金は高一〇〇石に付五両一分宛で十二月二十日迄に割元より上納と決められた。この時、江戸屋敷と国元との間に御用金について連絡が成されていたのかどうかは不明であるが、沼津藩としては、財政立て直しのため、少しでも多くの金が欲しいところである。しかし、藩のためと考えて見舞金を申し出た伴右衛門たちとしては、何とも遣り切れない思いであったことであろう。

▲印旛沼御見舞金上納

沼津市 芹澤茂男家蔵



金七両三分貳朱

永四拾八文九分九厘九毛

此錢三百貳拾七文

右者印旛沼御普請御見舞金割賦書面之通髓ニ受取申候以上

天保十四卯年

割元

十一月

右村

御名主中

御用金については、さすがに分割上納となり、免除も認められた。

同年十二月十五日御用金高之内、六分一納被仰付候
但し辰巳両年者三分一ツゝ可納事

同廿三日我等御召出し之上、御用金貳拾五両以下被仰
付候分者御免ニ相成候間、一同へ相達し早々上納金御
下ケニ付請取ニ可出旨被仰付、廿四日ハ不殘御割渡被
遊候、辰正月ニ相成老ケ月分利足金老両ニ付五分ツゝ
被下置候

十二月十五日、御用金は今年中に六分の一上納で来年再来年の二ヶ年が三分の一宛上納となった。二十三日になると、御見舞金の件があつてか、二五両以下の御用金が免除になった。二十四日には、その分が全て返納された。また、翌年正月には、免除された御用金の利息一ヶ月分が支払われた。沼津藩側としても、伴右衛門たちの誠意に少しは答える形をとつたのであろう。

翌年の天保十五年六月二十四日、在職二年半程で四代目藩主水野忠武がこの世を去った。七月十日になり、領内へも藩主卒去の知らせが届いた。その前日の七月九日村々の御用金上納者が呼び出され、伴右衛門へは次のような仰渡しがあつた。

下石田村伴右衛門

昨年御手伝御勤ニ而莫太之御入用有之候、右之者へ御用被 仰付候処、格別出精いたし候段御機嫌 思召候、依之麻上下地老反被下之
右掛り三浦小平太申渡

七月九日

下石田村伴右衛門

右者昨年御用被 仰付候節、速ニ御請いたし外向一同之励ニも相成寄得ニ 思召候、依之御酒被下之
外金貳百疋 被下候

是者根方組山方組格別世話いたし候ニ付被下候

伴右衛門は、御用金上納に尽力したこと、中でも伴右衛門が担当した根方組山方組の上納が良かったことで、それぞれ麻上下の生地、酒、金二〇〇疋を賜った。その節、領内へも酒代として鳥目が下された。これらは、おそらく藩主忠武卒去のための処置と考えられる。

御用金上納や、前項での工事請負願いの件をみても、伴右衛門ら領民が積極的に藩に協力しようとする姿勢が伺われる。このことは、沼津藩制を見ていくうえで大変興味深いことである。

▲天保十五年七月御酒代として領内へ鳥目が下された時の状

天保十五年七月御酒代として領内へ鳥目が下された時の状
御酒代永ニ而被下候
割元源助様より
辰七月十六日

沼津市 芹澤茂男家藏

印旛沼御見舞ニ付

一永式百廿二文七分

此金式朱ト

二百四拾三文

御酒代永ニ而被下候

割元源助様より

辰七月十六日

四 堀割工事の完成度

天保十四年閏九月二十四日、五大名は印旛沼堀割工事の任を解かれた。その時の下石田村伴右衛門の日記には、堀割工事中止時点での沼津藩の工事の出来具合について「御普請ハ当御領主様斬々四分通出来」と書かれてある。では、実際、どの程度の進捗状況であったのであろう。

天保十四年の堀割工事後、しばらく印旛沼の堀筋はそのまま放置されていた。安政二年七月、幕府の元徒方で病後柏井村に移住した三木周蔵という人物が印旛沼開削を主張し、調査書を提出した。その折、「右堀割御場所惣跡掘下ケ出来ノ深淺巨細ニ取調絵図帳ニイタシ所持ノモノ有之候間、借入置候ニ付則写御覧ニ入レ奉候」と記して、「堀割取調図」を添えて出した。^{註24} その図は天保期の堀割工事の見積と照らし合わせる形で書かれたものであった。それによると沼津藩工区では、一番杭より二六・二七番杭までが大凡出来上がっており、二八番以降は未完となっている。

また慶応三年（一八六七）三月下総国相馬郡長沖村百姓取締喜左衛門らが、やはり印旛沼開削を勘定所に願ひ出た。喜左衛門らは「天保御普請御積之形ヲ以取調」

において、天保時に水野出羽守工区で堀割の出来上註25がったところとして、一番杭より二七番杭迄の長さ凡二〇九二間を示している。

また、更に下って明治九年（一八七六）四月千葉県令柴原和は、印旛沼の開削を計画し佐藤幸則、市村惟孝らに調査をさせた。その時の報告書「印旛沼疎通筋見分仕候上申書」註26の中から沼津藩工区の部分を抜き出してみよう。

一沼掘割口ヨリ平戸村字平戸橋迄凡六百間、堀中凡七間之場所ハ天保度掘割ノ節手入無之、今ニ其儘通船相成申候

一平戸橋ヨリ麦丸村地内字城橋迄凡三拾町、堀幅上口凡拾八間古形今尚存在罷在、然ルニ平水巾ハ七八間ヨリ拾間迄其餘左右押埋リ候間、切揚水中浚立候ハ、通船相成可申候

一城橋ヨリ下市場村字市場橋迄凡式拾四町、堀巾式間又ハ七八尺ニテ、其餘ハ左右ヨリ埋出シ田面ニ相成、右橋最寄ハ常時ノ堀床ヨリ壹丈六尺五寸程掘下ケ候ハ、天保度相目論見候掘割床ニ相成可申候

但利根川出水ノ節ハ右橋下迄増水相成、此所安食村利根川沼口ヲ距ル凡八里半余

一市場橋ヨリ横戸村横戸橋迄凡拾式町、堀巾八九尺ヨリ壹式尺迄其餘ハ両縁埋出シ田面ニ相成申候

最初の沼口から平戸橋にかけて、報告書では天保の堀割工事で手を入れられていないとされているが、工事開始前の伺書で沼内浚いが沼津藩工区に入っており多少の手が加えられていると思われる。それ故通船が可能なのではなからうか。また、先の二点の史料で、二七番杭迄が出来上がりとなっているのに対し、報告書では平戸橋より三〇町程（杭の番号で言うと、二四番杭の辺りか）に、古形が残っていると言っている。これは、年を経るに従い、田面とするため堀縁が埋め崩されてしまったものだと考えられる。

以上三点の史料から、沼津藩工区の出来具合は、大凡四分から五分と推測される。このままの調子で工事を進めていけば、十一月中は無理としても当初の予定の一〇ヶ月後には、沼津藩工区は完成可能であったかもしれない。しかし、そうなると藩財政は更に切迫したものとなり、領内への圧迫も計り知れないものとなっていたであらう。

おわりに

これまで、沼津藩を中心に印旛沼の堀割工事を見てきたが、最後に堀割筋周辺の村々の動向について触れておきたい。

堀割工事が始まると、堀割筋の村々へは、

○他所より来た人足たちに不都合な事がないよう心がけること。

○米、薪その他日用品の値段を不当に高くしないこと。

土揚場になる田畑は地代金を支払うので、地主は協力すること。

○堀割地に当たる家は取り払うこと。

○見回りの役人には、気を配ること。

などのお触れが出された^{註27}。また、工事期間中堀割筋には

沢山の人足や商人が入りしため、近隣の農民の中には、その人足たちを相手に商いを始める者もあらわれた。

工事の完成を心待ちにしている者も多いようであった。

堀が出来れば、水害が少なくなるだけでなく、通船が可能となり江戸より荷を積んだ船が廻ってくる。周辺村々には多くの利益がもたらされる事が期待されたからであろう。

しかし、大名たちが堀割工事の任を解かれ工事区を引き払うよう命が出されると、事態は一変した。堀割筋周辺の農家の中には、人足たちに付けで買物をさせたり、金を貸したりしている者がいた。人足の中には、その金を払わずに工事場を引き払う者も多く、苦情が絶えなかった。加えて、商売を始めようと、江戸より諸品を仕入れて来てしまった者なども居り、周辺村々の経済は、混乱を来たした。また、堀割筋では、多くの田畑が土揚場として潰されていたが、土がその場に放置されたままとなつて、その遣り場に難渋した^{註28}。

堀割工事は、その続行を望む声も多かったのだが、幕府に引き継がれた後、余り進展を見ず、天保十五年六月十日中止となった。天保の改革の一つとして数えられる大工事だけに、周辺に与える影響も少なくはなかった。

以上、天保十四年の印旛沼堀割工事について沼津藩を中心に見てきたが、史料的な限界があり十分に論ずることが出来なかったことをお詫び申し上げたい。今後、新たな史料が発見され、堀割工事の全貌が明らかにされることを切に望むものである。

註1 「続保定記」(『房総叢書』第十巻)

註2 『印旛沼経緯記』外編

註3 「浮世の有様」(『日本庶民生活史料集成』第十

一)

註4 『印旛沼経緯記』外編

註5 参考文献『沼津市誌』上巻 『藩史大事典』第

四巻

註6 「印旛沼古堀筋御普請」(船橋市西図書館蔵)

註7 「天保雜記」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』尚、史

料中「水野惣兵衛」とあるのは、五代藩主水野

忠良のことである。)

註8 「記録」名主伴右衛門(沼津市青木栄実家蔵)

註9 「記録」名主伴右衛門(沼津市青木栄実家蔵)

註10 「下総国印旛沼利根川分水路古堀割御普請場

所書留」(船橋市西図書館蔵)(内は著者記

す。)

註11 「印旛沼古堀筋御普請」(船橋市西図書館蔵)

註12 「記録」名主伴右衛門(沼津市青木栄実家蔵)

註13 「続保定記」(『房総叢書』第十巻)

註14 「下総国印旛郡印旛沼古堀浚堀割惣坪再見積書

上写」(船橋市西図書館蔵)

註15 楠木行廣氏「天保期印旛沼堀割工事」(『千葉い

まむかし』No.4一九九一・三)

註16 「利根川分水路印旛沼古堀筋御普請之儀ニ付御

内意相伺候書付」(沼津市明治史料館蔵)

註17 「蠶餘一得」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』)

註18 成田高校社会科研究部「天保期における印旛沼

の研究」参考史料 吉沢家文書(『房総史学』

No.10)

註19 「浮世の有様」(『日本庶民生活史料集成』第十

一)

註20 「天保雜記」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』)

註21 「印旛沼利根川分水路小堀堀割御普請日記」

(船橋市西図書館蔵)

註22 「記録」名主伴右衛門(沼津市青木栄実家蔵)

註23 「沼津市誌」上巻

註24 「印旛沼経緯記」外編

註25 「印旛沼経緯記」外編

註26 「印旛沼経緯記」外編

註27 米本村加茂勉家八号文書(『八千代市の歴史』)

註28 「印旛沼利根川分水路小堀ノ堀割御普請日記」

(船橋市西図書館蔵)

(柏市史編さん担当)

天保十四年筑前国秋月藩の印旛沼掘割り工事

須田 茂

はじめに

天保期の印旛沼掘割り工事は、幕府の天保改革の一環として実施された。その目的は印旛沼周辺農村の水害対策と水運網の整備にあったといわれている。特に欧米列強の日本近海への出沒に對外的危機意識をいだいた幕府は、江戸湾を封鎖された場合を想定して、東北などからの諸物資を江戸に輸送するための水運を整備しようとする^{註1}論だったのである。

掘割り工事が「利根川分水路印旛沼古堀筋御普請」といわれるように、利根川・印旛沼・江戸湾を水路で連結する水運工事であった。工事は幕府の主導のもとに実施されたが、実際には五大名の御手伝普請として推進されたのである。五大名とは印旛沼縁りから一の手の駿河国沼津藩水野出羽守忠武、二の手の出羽国鶴岡藩酒井左衛門尉忠発、三の手の因幡国鳥取藩松平（池田）因幡守慶

行、四の手の上総国貝淵藩林藩磨守忠旭、五の手の筑前国秋月藩黒田甲斐守長元である。^{註2}

天保期の印旛沼掘割り工事に関する研究は、鶴岡藩を中心にして、沼津藩・鳥取藩などの業績が報告されている。^{註3}しかし、幕府による工事方針の転換、各藩の工事に對する具体的様相などについては、今後より明確に説明していかなければならない課題である。^{註4}

本稿は、これまでほとんど追求されていなかった秋月藩をとりあげ、工事の概要と藩の対応について検討したものである。秋月藩に関する藩政史料は、九州大学文化史研究所と財団法人秋月郷土館に保管されているが、天保期の印旛沼掘割り工事に関する史料は極めて少なく、本稿ではその一端を素描したに過ぎない。

一 掘割り工事前の藩の対応

天保期の印旛沼掘割り工事は、同十四年（一八四三）

六月十日の晩に発表された。老中の土井大炊頭利位は五大名の留守居を江戸城に召集して、「利根川分水路印幡沼古堀筋御普請御用被 仰付候、此度者前々之通場所仕立方被 仰付候、委細之儀者梶野土佐守・篠田藤四郎可被承合候」と命じたのである。このとき秋月藩では留守居の町田善蔵が登城し、老中連名の奉書一箱を受け取り江戸屋敷に持ち帰った。このときの様子について六月二十九日の条の記録に次のように記されている。

一 六月十日御用番土井大炊頭様より御家来御呼出ニ付、御留守居町田善蔵罷出候処、御老中様御連名之 御奉書一箱公用人を以御渡被成ニ付、善蔵儀御勝手江罷出内見之儀相窺候処、不苦旨申間候ニ付、拝見仕候処、利根川分水路印幡沼古堀筋御普請御用被 仰付候段御書面有之ニ付、早速以大早飛脚 殿様御旅中江言上仕候処、東海道於大津駅 御拝見被遊候段御到来有之候事 右御用ニ付家老を始急出府被 仰付候面々、中之記ニ有之爰ニ略ス

天保十一年から十三年の間に幕府は、工事に先立って印幡沼・手賀沼から下利根川、更に鹿島方面の調査を実施した。^{註9} 近い内に掘割り工事が行なわれるであろうこと

は、すでに諸大名は知っていたものと思われる。この悪いくじに当たった秋月藩の江戸屋敷は、この夜混乱した。藩主の黒田長元は参勤交代の江戸在勤を終えて、六月六日に江戸を出発していた。予定では六月二十一日に大坂に着き、七月四日に帰城の予定であった。早速早飛脚がとび、東海道大津宿で老中奉書が長元に届けられたのである。^{註10}



古心寺にある黒田長元の墓石

第1表 第一陣の工事担当役人

職 名	名 前
家 老	吉 田 縫 殿 助
中 老	戸 波 六 兵 衛
御 用 役	名 越 仙 左 衛 門
御 用 役	梶 原 廉 右 衛 門
目 付	菅 吉 右 衛 門
目 付	早 瀬 重 右 衛 門
目 付	山 岸 惣 助
目 付	具 嶋 戸 四 郎
鉄 砲 小 頭	藤 野 嘉 平
勘 定 方	大 場 又 右 衛 門
勘 定 方	松 尾 作 右 衛 門
馬 廻	吉 田 右 馬 丞
馬 廻	吉 田 鉄 吉
無 足	藤 田 吉 蔵
組 掛	高 根 文 一 郎
組 掛	山 田 彦 右 衛 門
無 足 右 筆	川 嶋 直 五 郎
医 師	加 峰 礪 梁
郡 方	土 生 助 次
郡 方	牧 庫 助
足 輕	29人

秋月郷土館収蔵「旧藩歴史編纂之目第一」、
九州大学文化史研究所収蔵「御記録上」

秋月城内ではすぐに普請担当役人が発表され、直ちに
出府するよう命ぜられた。第一表は第一陣として工事担
当を命ぜられた諸役人である。工事の総括責任者（惣奉
行）となった家老の吉田縫殿助興譲は、「今般利根川分
水路印旛沼古堀筋御普請御用被為蒙仰候ニ付、惣奉行被
仰付、仕廻次第江戸表江差立、御普請之場所江出張^{註11}」を
申し付けられた。また、中老の戸波六兵衛、御用役の名
越仙左衛門・梶原廉右衛門は、「今般利根川御普請御手
伝被為蒙仰候ニ付、江戸為詰方仕廻次第出立」を命ぜら
れたのである。そのほかの諸役人も「何れも急旅行ニ付
御目錄被下」秋月城をあとにして、急ぎ江戸に旅立った

のである。

江戸に着いた第一陣の工事担当役人は、七月六日に江
戸を出発して工事現場への出張を命ぜられた。工事現場
で総指揮をとる添奉行は中老の戸波六兵衛が勤めたもの
と思われるが、副奉行には名越仙左衛門と後に参加した
井上庄左衛門^{註12}あたり、また後に工事担当役人に任命さ
れた町田善蔵・山本亀右衛門・岡本六左衛門などは場所
奉行を勤めた。

これに先立って六月十日に幕府の工事担当役人が発表
された。工事の総括責任者には老中首座の水野越前守忠
邦が当り、現場の総指揮には町奉行の鳥居甲斐守忠耀、

勘定奉行の梶野土佐守良材、目付の戸田寛十郎氏榮、勘定吟味役の篠田藤四郎の四人が当った。四人の仕事分担については、鳥居忠耀は治安維持、梶野良材は場所見廻り、戸田氏榮は工事監察の強化、篠田藤四郎は現場での指図にそれぞれ当るよう命ぜられたのである。^{註13}このほかに目付の榊原主計頭忠義、勘定組頭の五味与三郎・立田岩太郎・宮田菅太郎など、総勢六四人が幕府担当役人として工事の推進に当ったのである。この中には試掘のときから携わっていた二宮金次郎も普請役格として含まれていた。^{註14}

六月十五日、五大名に工事の持場が発表された。それによると、一の手沼津藩は平戸村から横戸村まで四四一六間半、見積金六万三一四四両余り、二の手鶴岡藩は横戸村から北柏井村まで一一二八間半、見積金一一万七〇五〇両余り、三の手鳥取藩は北柏井村から花島村まで六三四間半、見積金未定、四の手貝淵藩は花島村から畑村まで二二三四間半、見積金四万両余り、五の手秋月藩は武石村・検見川村から海辺まで一二〇六間、見積金一万両余りであった。^{註15}この中で鶴岡藩と鳥取藩の持場は、区間は比較的短かったものの、工事区域の中で最も標高が高かったため、かなり深く掘り下げなければならない難

場であった。先の二藩に対して秋月藩は、平地から江戸湾の海辺までであったため、五大名の中では最も工事が楽な持場であった。

二 掘割り工事の概要

掘割り工事の工期は鍬入れから一〇か月という短期間で、また掘床は一〇間と定められた。

工事に先がけて留守居の町田善蔵は、六月二十日に幕府に小屋場の受け取り、人足の雇入れなどについて伺いを立てた。左掲の史料は^{註16}その様子を示すものである。

小屋場受取差向候役人共之儀者、来月初旬差出可
申旨御達之趣奉承知候、追而御沙汰次第差立候積
可仕候

一 小屋場御渡ニ相成候者直様小屋取建可申候、併小
屋場奉受取一応江戸表江申越、小屋坪数建方等掛
り役之申合候上取建候得者、尤都合宜御座候、如
何相心得可申候哉

「書面伺之通相心得不及遅延様可被取斗候」^(註)

一 御場所仕立方之人足遠所遠路之儀ニ付、在所より
呼寄候儀者相成兼候、依之人足相雇掘方為仕候心
得ニ御座候、懸り役人共出精差配仕候者勿論之儀

御座候得共、江戸表ニ而其筋能吞込候もの召仕、
其余人足御場所ニ而雇立申付候而も不苦候哉

「書面堀割人夫之儀、国許々被呼寄候方与存候、
併右人足不足之分并到着迄手配候ハ、於場所
相雇不苦候、尤江戸表ニおゐて其筋吞込候もの
江被申付候儀者、名前等委細被申立候上なして
はいつれ共難申達候」

「御用ニ懸り候役人姓名書付差出可申旨被仰渡奉畏
候、然ル処甲斐守旅中之儀御座候間、役名を以人
(庄元)
数申上置、甲斐守承知之上姓名書差出候様仕度奉
存候、先例も御座候間此段奉伺候

「書面之通可被相心得候」

右之外追々可奉伺候得共、先差向前書之趣奉伺候、
以上

黒田甲斐守家来

六月廿日

町田 善 藏

町田善藏は幕府から小屋場の引き渡しが行われれば、
すぐに諸建物を建設したい旨述べ、受け取り後に小屋の
坪数や建て方などについて江戸屋敷の役人と相談したい
と伺いを立てた。これに対して幕府は遅延しないように
と申し添えたのである。また、町田善藏は堀割り人足に

ついて、領地が遠隔地にあるため領地の農民を呼び寄せ
ることは難しく、江戸や工事現場の周辺から人足を雇い
入れてもよいか伺いを立てた。これに対して幕府は、基
本的には国元から呼び寄せるのが本筋であるが、不足人
足や国元から到着するまでの間のみ雇入れを許可し、江
戸表からの雇入れの場合はその者の名前など詳細に取り
調べなければ許可は難しいと返答した。更に工事担当役
人については、藩主黒田長元の了承を得て報告したい旨
申し上げた。

工事人足についての幕府の方針は、藩領内の農民を呼
び寄せることを基本にしていた。しかし実際に国元から
人足を呼び寄せたのは鶴岡藩のみで、他の四大名は現地
での雇入れであった。人足は、人足雇方引受人や人足世
話役を通して雇入れられた。秋月藩の人足雇方引受人は
下総国猿島の秋葉孫兵衛が勤めた。また人足世話役には、
常陸国土浦の仁左衛門、武蔵国草加宿の忠兵衛と同人同
居の新次郎、江戸四谷筆筈町の家主清兵衛、江戸南大工
町の嘉助の四人がこれに当った。^{註18} 彼らがどのような階層
の農民や商人であったのか、またどのような経過で秋月
藩に雇入れられたのかなどについては明らかでない。堀
割りに当って秋葉孫兵衛が出した見積書によると、一坪

第2表 工事場の諸施設

施設	備考
地所	東西10間、南北33間、竹矢来
元小屋	11間4尺、6畳2間、8畳2間、玄関付
居小屋	2間、梁13間、50畳、上通仕切7つ
居小屋	14間4尺、60畳、仕切5つ
賄小屋	3間×7間
厩物置小屋	2間×8間
宮番所	2間×2間、4つ
腰掛	2間×5尺
井戸	3か所
湯場	2か所
便所	5か所
人足小屋	4間×30間、3棟
会所	2間×8間半、2棟
搗屋	2間半×5間
人足日除小屋	6か所
人足日除仮小屋	不明

秋月郷土館収蔵「旧藩歴史編纂之目第一」

に三〇両余りかかるとすると二万五四〇〇両、一坪に二〇両余りであれば一万六四三三両であると積算している。前述した幕府の見積額とは相当の開きがあるが、秋葉孫兵衛の見積は「此入札未タ不申付候由」とあるから、後かなり修正されたものと思われる。

小屋場の地所は七月十一日に幕府から引き渡された。

秋月藩の小屋は馬加村と定められた。第二表は秋月藩の諸施設をまとめたものである。地所は東西一〇間、南北三三間で四方を竹矢来で囲んでいた。元小屋は六畳が二間、八畳が二間で、玄関が付いていた。居小屋は五〇畳と六〇畳とともに仕切りで区ざられていたが、ここには「陸士目附以下又者」までが生活していた。このほかに賄小屋・厩物置小屋・人足小屋・人足日除小屋・人足日除仮小屋・会所、それに井戸・湯場・便所などが備えられ、工事に係わる諸施設が整えられていたのである。

工期は一〇か月、堀床は一〇間と決められ、七月二十三日に鉄入れが行われた。ここに五大名によって一斉に工事が開始されたのである。各藩にはそれぞれ幕府役人が割り当てられた。秋月藩には勘定の大竹伊兵衛、普請方の喜多川政助・高津儀一郎、普請代りの小林兵衛衛門が^{註19}ついた。大竹伊兵衛は自分の持場について次のような

小日記を残している。^{註20}

七月十七日御手伝大名丁場分ケ極ル、自分ハ五ノ手
検見川村海岸落尻ヨリ上ノ方ハ千百間黒田甲斐守持^(長元)

場、吟味方下役喜多川政介、御普請役高津義一郎、

同代り小林其右衛門^(長元)、御徒目付川俣喜三郎、御小人

目付両人也

同廿三日一統場所歟入取掛り、自分旅宿武石村名主

弥平次方ニテ手賄

八月十二日五ノ手持場出来形三分通り

同十七日南風強く、高汐ニテ御普請所ノ切破損手戻

ス

七月十七日に五大名の持場が決定したこと、自分は五
の手の秋月藩担当であること、二十三日に歟入れが行わ
れたこと、千葉郡武石村の名主弥平次方に宿泊している
こと、八月十二日までに秋月藩の持場では三割が出来上っ
たこと、八月十七日に高潮による破損所を修復したこと
などを記している。幕府の担当役人として、工事の完成
に精進している様子が窺える。

工事の開始にともなって各大名の持場には、莫大な数
の人足が投入されていた。歟入れから工事が中止にな
る閏九月二十三日までの延べ人夫をみると、鶴岡藩が三

五万四四三三人^{註21}、鳥取藩が二万五三九〇人^{註22}であり、お

そらく五藩では優に一〇〇万人を超えたであろうと想像

される。平均すると一日に一万一〇〇〇人以上の人足が

働いていたのである。当然、幕府や各藩は治安維持や早

期完成などに対する触状を頻繁に出した。左掲は幕府が

出した触状の一つである。^{註23}

一銘々持場之外猥ニ徘徊すへからさる事

一場所詰合之もの御用透有之候共、旅宿之外民家・

寺社等江参へからず、勿論他村之神社仏閣江参詣

無用之事

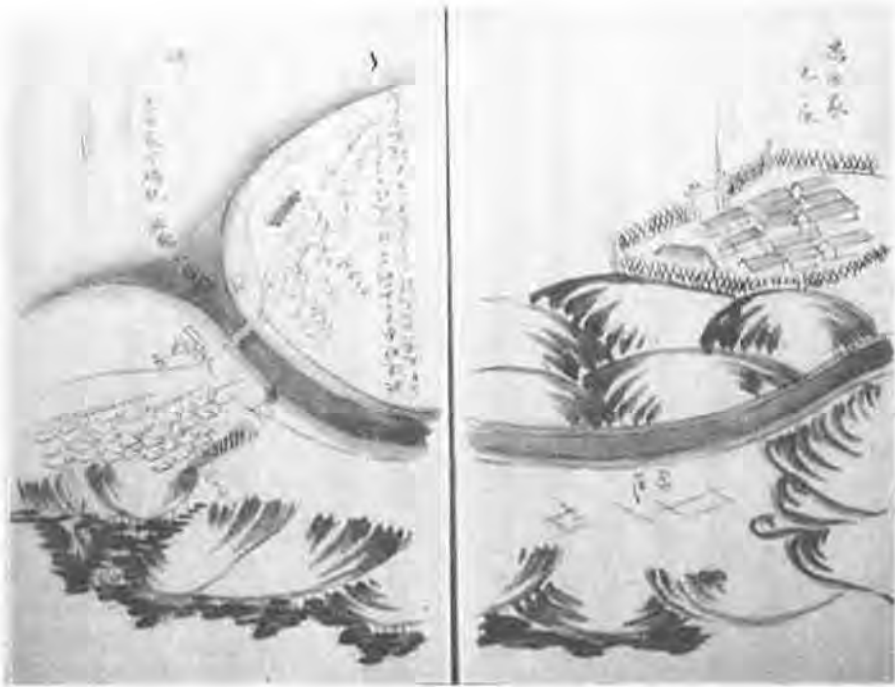
一御用中一切禁酒たるへき事

右之條々可相守、若違犯之輩於有之者急度可及沙

汰もの也

天保十四年月 奉行

治安維持に関する触状であるので、町奉行の鳥居甲斐
守忠耀が出したものであろう。持場の外は猥りに徘徊し
ないこと、場所詰の者は暇があったとしても宿泊施設以
外の民家に宿泊したり、寺社へ参詣をしないこと、工事
期間中は一切禁酒であることなどについて厳命したので
ある。内容からして人足はもちろんのこと、幕府役人・
藩役人も対象にして各藩の元小屋に張り出されたのであ



船橋市西図書館蔵「保定記」より

ろう。

秋月藩でも幕府の触状に沿って、たびたび触を出し、治安の維持と人足の工事に對する士氣の高揚に努めた。工事が本格化した八月に、秋月藩は次のような「定」を出した。

定

一此度御普請ニ付、從 公義被^(儀) 仰出候御條目之趣堅可相守事

一公義御役人衆江對し、不敬之儀無之様末々之者迄急度可相心得事

一此度御普請之儀者、別而太切之儀成功第一ニ候条、役人を始何茂一和いたし、時宜ニ寄手をおろし其程に格別差励、上下一致之力を以速ニ成就候様可致出精候、尤聊^(祖)鹿略之儀無之様可入念事

一火用心可入念候、万一出火有之ニおゐてハ早速可取消候、且又持場之外近火之節ハ、防手当いたし公義衆可受差図事^(儀)

一根小屋并普請場ニおゐて頭立候者ハ不及申、末々ニ至迄身分相慎、行儀作法堅可相嗜事

附り、一統可為禁酒事

一御用之外徘徊仕間敷事

一博奕其外御法度筋之儀者勿論、惣而爭論ケ間敷儀
無之様堅可相慎、譬如何様之旨趣有之候得共、堪
忍專要ニ相心得、堀府之上可及其沙汰事

一諸買物等猥ニ不可致、役人共之可任差図事

右之條々堅可相守、万一等閑ニ相心得於相背者可
所罪科者也

天保十四癸卯年八月

御判

全八条にわたる舐状であるが、内容をみると①幕府から出された条目は厳守すること、②幕府役人に対して不敬のないよう心得ること、③藩役人・人足は一致団結して出精すること、④火の元を用心すること、⑤身分を慎み行儀作法を嗜むこと、禁酒のこと、⑥御用の外は出歩かないこと、⑦争論がましきことは慎み堪忍專要に心得ること、⑧諸買物などはみだりにしないこと、などである。幕府に対して非礼のないことを述べ、藩役人や人足に工事の早期完成を督励しているのである。

工事が着手された段階では堀床は一〇間であった。第三表は六月二十三日付の秋月藩の持場である。杭番号は一〇八番から一二四番までと海辺付洲三〇〇間である。

勾配その他の条件によって杭番号別の長さが相違するが、短い所で二二間、長い所で一五〇間と相当のばらつきが

あった。海辺に近づくにつれ、当然上口は短く、深さは浅くなっていった。この掘割りの様子を例えば杭番号一〇八番でみると次掲の図のようになる。

八月に入ると工事は本格化していった。同時に工事期間と堀床の短縮が幕閣内での問題となっていた。八月二十日に町奉行の鳥居甲斐守忠耀は、手賀沼・利根川水行安食口・印旛沼などの検分に向ったが、このとき鳥居は配下の町奉行与力・同心に対して、次のように命じた。^{註25}

印旛沼古堀筋堀割場所川敷床巾拾間之處、御入用金高向ニ相成、御手伝大名方迷惑被致候由ニ而、敷床七、八間ニ致し堀方致し候ハ、御入用も不相減哉ニ付、法りも右ニ准し仕法替之積り内調、其外風聞等之義調候

鳥居忠耀は工期の短縮を念頭に置いて、堀床一〇間では各大名の入用金が莫大にかかるので、堀床を七、八間に短縮する考えを持っていたのである。そして堀床短縮による仕法替を行う前提の再調査を命じたのである。更に鳥居は「仕様替致し御普請場所之内、土坪等相減御入用可減見込之場所所有之候ハ、無遠慮早々申達候様御手伝大名方家来江可申談旨」申し渡した。このとき呼び出しを受けたのは沼津藩の小林要蔵、鶴岡藩の辻順次・林

第3表 秋月藩の工事分担(1)

杭番号	長さ(間)	挽目より 掘床まで(丈)	上口(丈)	敷(間)	深さ(丈)	村名
108	60.	1.4	10.2	10	1.4	武石村・検見川村
109	50.3	1.45	10.3	10	1.45	武石村・検見川村
110	59.	1.48	10.44	10	1.48	武石村・検見川村
111	39.	1.52	10.56	10	1.37	武石村・検見川村
112	47.	1.37	10.11	10	1.37	武石村・検見川村
113	40.	1.23	9.69	10	1.93	武石村・検見川村
114	50.	1.17	9.11	10	1.17	武石村・検見川村
115	48.3	1.43	9.69	10	1.43	武石村・検見川村
116	63.	1.5	9.9	10	1.3	武石村・検見川村
117	33.	1.18	9.1	10	1.1	武石村・検見川村
118	34.	1.1	8.7	10	0.9	武石村・検見川村
119	150.	0.93	8.1	10	0.79	馬加村・検見川村
120	95.3	1.39	9.57	10	1.19	馬加村・検見川村
121	57.3	1.26	7.9	10	0.95	馬加村・検見川村
122	87.	0.77	7.62	10	0.81	馬加村・検見川村
123	22.	0.63	6.9	10	0.65	馬加村・検見川村
124	打留杭	—	6.54	10	0.22	馬加村・検見川村
海面まで	300.余	—	—	—	—	—

船橋市西図書館収蔵「印旛沼古堀筋御普請」

元右衛門、鳥取藩の森田門三郎、貝淵藩の松平備太夫で、「床七間之外ニも御入用可減見積廉并出来栄之頃合凡見積日限是又申聞候様」申し渡されたのである。秋月藩の場合には、「黒田甲斐守丁場之義へ、来月中ニ者出来候由ニ而、御入用高等も多分ニ其趣達ニ不及旨」仰せ渡された。四藩は八月二十二日の夕方までに報

杭番号108



告するように命ぜられたのであるが、秋月藩はすでに工事完成の見込みがついていたということもあって、三日前の十九日に中田新右衛門から工事完成までの日数や見積書などの提出を求められていたのである。

こうして八月二十三日に鳥居甲斐守忠耀は五大名に対して、堀床を七間にした場合の見積書を提出させたのである。堀床の短縮は入用金の減少、工期の短縮にもなったので担当五藩にとっては願ってもない施策の転換であった。このとき五藩が幕府に提出した再見積書をまとめたのが第四表である。

このとき秋月藩は、堀総坪数二万五四〇坪六合二勺のうち四一〇八坪一合三勺がすでに出来上っており、残り一万六四三二坪四合九勺がまだ残っていると報告した。

第4表 五大名の担当区域

順番	藩名	杭番号	区域の長さ	掘り坪数	うち完成坪数	残り坪数	入用金	一坪に付人足
一の手	沼津	一	五、一八〇間	一四二、八〇九余	一四、二八一余	一二八、五二八余	四二、八四二両	五人
二の手	鶴岡	五八	一、一五〇間	八三、七八六余	一二、五六六余	七一、二八八余	五九、三四八両	二人半
三の手	鳥取	七六	七七八間	五〇、八七〇余	五、〇八七余	四五、七八三余	三八、一五三両	一人半
四の手	貝淵	八六	一、九七一間	九三、六五四余	一四、〇四八余	七九、六〇六余	二六、五三五両	五人
五の手	秋月	一〇六	一、四一五間	二〇、五四〇余	四、一〇八余	一六、四三二余	五、七二八両二分	五人余
一人につき銀四匁								

この残り部分を一坪に人足五人二分五厘で取りかかり、人足一人につき銀四匁ずつ支払うと、五七一八両二分必要であると見積ったのである。この時点での工事率は二割であった。他の藩との工事の進行を比較してみると、沼津藩は一割、鶴岡藩は一割五分、鳥取藩は一割、貝淵藩は一割五分であった。前述した勘定の大竹伊兵衛は八月十二日段階で秋月藩の持場は三割方出来上っていると述べていることから、秋月藩は他の四藩と比べて比較的施工が容易な持場を担当したこともあって、工事の進捗状況はよかった。

八月二十三日に幕府から堀床を七間にした場合の再見積を命ぜられた折に、秋月藩が提出した工事分担の見積書が第五表である。前掲第三表の堀床一〇間の場合と比

第5表 秋月藩の工事分担(2)

杭番号	長さ(間)	坪数(坪)	上口(丈)	敷(間)	深さ(丈)
1 0 6	96.5	2855.00	7.80	7	1.80
1 0 7	33.0	790.36	7.22	7	1.52
1 0 8	60.0	1305.88	7.00	7	1.40
1 0 9	50.5	1449.14	7.70	7	1.45
1 1 0	59.0	1375.75	7.16	7	1.48
1 1 1	39.0	943.05	7.24	7	1.52
1 1 2	47.0	996.21	6.94	7	1.37
1 1 3	40.0	742.10	6.66	7	1.23
1 1 4	50.0	843.14	6.44	7	1.17
1 1 5	40.0	890.52	6.66	7	1.23
1 1 6	63.0	1251.20	6.80	7	1.30
1 1 7	33.0	465.05	6.16	7	0.98
1 1 8	34.0	433.50	6.00	7	0.90
1 1 9	150.0	1599.52	5.66	7	0.73
1 2 0	95.5	1661.82	6.58	7	1.19
1 2 1	57.0	764.74	6.10	7	0.95
1 2 2	87.0	635.05	5.34	7	0.57
1 2 3	72.0	597.65	5.44	7	0.64
海面付洲	300.0	1198.12	6.54	—	0.27

船橋市西図書館蔵「印旛沼堀浚」、『印旛沼経緯記』外編159～161頁

較してみると、まず持場が一〇六番～一二三番までと一杭区増したこと、堀床の短縮にともなう上口が狭まり深さが多少浅くなったことがわかる。

その後、幕府の工事担当役人の間で堀床を一〇間にするか七間にするか数度にわたって協議が重ねられた。九

月七日に老中の水野越前守忠邦は、町奉行の鳥居甲斐守忠耀を呼び、堀床の間数変更やそれにもなう通船などについて次のように達した。^{註26}

一御普請取懸之上、御手伝出金高兼而之目当よりハ多分之増方可相成哉之処、其方儀帰府へ罷越、夫

々相糺川巾等取縮出金高相減候取調之趣、格別之骨折一段之事候、併高台之所ハ土性堅剛ニ而、後來水勢を以押広候様ニハ難成候、此度取調之趣ニ而者、一同七間之川床ニ可致見込ニ有之、右之通ニ而者田船通行者無子細候得共、高瀬舟行違候節ハ差支可申由候、御入用減之方取候而者格別之取調候得共、通舟を以諸物運送之融通を開候基本之御趣意ニ致相違、并最初之御治定費用之多少ニ抱り、速ニ致更革通水而已ニ相成候而者御失体ニ而、却而後年謗議可起立必然之義、又々御普請与申ハ不容易事付、高台之所丈者矢張川床十間ニ致し、其外之義ハ見込之通取斗可申候、尤相掛り之面々江も此趣通達可有之事

水野忠邦は水勢によって自然に川幅が広がるであろうことを考慮して、鳥居らが検討していた堀床七間の案に同意していた。ただ鶴岡藩の持場にある高台については土性が堅剛であり、また水勢によって川幅が広がることが見込めないこと、水運を開くのが目的であることなどから、計画通りに堀床を一〇間にすべきだと述べている。その後も幕府の工事担当役人によって協議が持たれたが、九月十二日に五藩の留守居が呼び出され、水野忠邦の意

向が伝えられた。それによると一〇か月となっていた工事期間を短縮して十一月までに完成させるというものであった。この裏には入用金の削減と厳寒に向うと人足が難儀するといった事情があった。また堀床であるが、沼津藩の持場境から鶴岡藩の持場の高台部分と秋月藩の持場の海寄りの部分は計画通り一〇間、そのほかは一割五分の勾配で七間となったのである。^{註27}

秋月藩の工事の具体的な様子は明らかでないが、順調に進捗していた模様である。九月十日に幕府は鶴岡藩と秋月藩に対して、「印旛沼御普請其方共持場格別出精ニ付、追々捗取候様相聞へ一段之事ニ候、此段可申聞旨御沙汰ニ候」と、工事の精励に対して功を賞したのである。

秋月藩の持場は工事がしやすいこともあって、九月十八日に竣功した。^{註28}秋月藩の掘割り工事について、「工事ハ他家ノ工事ニ比シ能ク持続シテ、後ニ地方人其辺ヲ黒田堀ト唱へたという。^{註29}また、秋月藩の藩政記録は鶴岡藩の人足の様子について次のように記している。^{註30}

相役ハ出羽庄内領主酒井左衛門尉ニテ、同家ハ其領民ヲ呼寄せ使役ヤリ、夫役最奮勵シ、一際目立テ見ヘタリ、其様土石盛ル筈ヲ負テ持チ運ヒ、土ヲ移スニハ己倒ニ打伏テ土ノ頭部ヲ覆フ、嫌厭セス働ケリ、

畢竟領主へ帰服シニタルニ出ツルト、其時ノ美談ト
セリト

鶴岡藩は最難工事の二の手が持場であつたが、人足の多くは藩領農民であつたため、他の四藩の雇人足とちがつて、まさに一所懸命の労働であつた。秋月藩士と思われる吉村直晴の談話からは、後掲史料の中に述べられているように、「此方様御丁場ハ外様与違、至而場所宜」これに對して、不幸中の幸いの感が強い。

秋月藩の持場の工事が完成に近づいた頃、他の四藩の持場は完成のめどが当っていなかった。工事の進捗状況にあせりを見せはじめた幕府勘定方は、九月十二日に人足の勤労意欲をおこさせるために左掲の一条を張り出した。^{註31}

往來ノモノ不立留様建札致シ場所ニ依リ往來留スヘ
シ

人足共勵ミノ為メ、對ノ手拭ヲ冠リ、「キヤリ」其
外長唄等唄ヒ候モ勝手次第、食物商人所々人足休ミ
所ヘ立入苦シカラズ

これまでの一切禁止条目の触状が緩められ、工事現場にはいろいろな人が入り交り活気づいていった。しかし四藩の工事の進捗はあがらず、九月二十九日に「黒田甲

斐守受持場漸次成功スルヲ以テ、大竹伊兵衛松平因幡守ノ受持場ニ加勢ス、花島村觀音堂下開墾大ニ悩ムヲ以テナリ」とあるように、特に鶴岡藩と鳥取藩の持場は困難をきわめた。また、この日に勘定奉行の梶野土佐守良材は、「持場五ノ手丁場追々出来ニ付、三ノ手松平因幡守持場横田源七持場ノ分引請相仕立、五ノ手ノ分出来迄ハ是迄ノ通兼合候様」命じたのである。すでに工事が終了していた秋月藩は、鳥取藩の持場に加勢としてかり出され、また、秋月藩の幕府担当役人であつた勘定の大竹伊兵衛も鳥取藩の持場の指揮に當つたのである。閏九月に入つても四藩の完成のめどは立たず、この月の五日に大竹伊兵衛は「当堀割御普請所ノ儀、是迄ノ手続ニテハ迎モ成功ノ儀無之」といつた書面を認めて奉行衆に差し出した。幕府担当役人の眼にも、期限の十一月中までに工事の完成は難しい状況と映つたのである。

閏九月十三日、老中の水野忠邦が「国政の事不正の趣あるにて職とかれて。前の如く鴈間席を命ぜられ。御前をとゞめ」^{註32}られた。十五日には勘定吟味役の篠田藤四郎が「其職の事を咎められて職放たれ。禄五十苞を収められ。小普請に入れ逼塞せしめ」^{註33}られた。更に二十三日に勘定吟味役の羽倉外記の罷免、^{註34}十月九日には勘定奉行

の梶野土佐守良材も罷免^{註35}されるなど、印旛沼掘割り工事を担当した役人が相次いで職を奪われたのである。水野忠邦が老中を罷免されて一〇日後の閏九月二十三日に老中の土井大炊頭利位によって、五大名の御手伝普請の中止が正式に発表された^{註36}。以後、工事は公儀普請になったが、これといった進捗のないまま、翌弘化元年（一八四四）六月十日、「利根川分水。印旛沼古堀の事差とゞめらる。よて勘定組頭竹内清太郎保徳をかしこにつかはさる^{註37}」とあるように、ここに正式に印旛沼掘割り工事は中止になったのである。天保十四年六月十日に五大名の御手伝普請として発令されてちょうど一年、印旛沼の掘割り工事はまったくの徒労に終わったのである。

秋月藩の持場工事が完成した直後の九月二十九日、工事現場の奉行を勤めていた梶原廉右衛門は心労の疲れからか「病氣之處養生不相叶、今日未之刻死去仕候、当卯之五拾八歳^{註38}」であった。また、郡方として工事現場にいた牧庫助も病気で苦しんでいた。

私儀於御普請所流行之痢病相煩候ニ付、頃日御屋鋪江罷帰、種々療養仕候得共次第ニ差重、存命之程無覚束奉存候、依之若落命仕候者、以御慈悲家内之者共路頭ニ相立不申候様奉願候

牧庫助は痢病というから、赤痢のような激しい腹痛や下痢におそわれていたのであろう。この病気が工事現場に流行していたというから、猛暑に加えて劣悪な環境であったため、工事場に蔓延していたのであろう。牧庫助は閏九月九日に死去した^{註39}。十一月十四日の記録^{註40}に於いて、「亡父庫助遺跡相続無相違、三人扶持六石被下置、半礼大筒組ニ被差加、郡役所出勤被仰付候事」とある。牧家は三人扶持・六石という微禄の家臣であったが、庫助は藩主長元の命に従って掘割り工事に参加し、家族に看取られることもなく寂しくこの世を去ったのである。

難工事という風聞は遠く秋月にも伝っていた模様で、筑前国夜須郡草水村の庄屋草右衛門は「記録帳^{註41}」の中で、「秋月公も御役掛り被蒙仰、堀立相済、七月御取懸ニ而、病人多、御役人数人死去有」と記している。猛暑と劣悪な環境の中で働く人びとの苦痛が思い出され、まさに死を賭けた掘割り工事であった。

弘化元年八月十五日、幕府は印旛沼の掘割り工事を担当した五大名を賞賜したが、このとき黒田長元は時服一〇を賜った^{註42}。また、二十一日には工事を担当した藩士に對しても幕府は賞賜を行ったのである^{註43}。秋月藩では工事

期間中に六奉行と呼ばれた人がその対象になった。すなわち惣奉行の吉田縫殿助興譲は時服三・羽織一・銀三〇枚、副奉行の井上庄左衛門と名越仙左衛門は時服二・羽織一・銀二〇枚、場所奉行の町田善藏・山本龜右衛門・岡本六左衛門は時服二・羽織一・銀一〇枚をそれぞれ下賜されたのである。なお工事期間中に死去した梶原廉右衛門であるが、この日に「印旛沼御手伝奉行相勤、拝領物可被下苦之處致死去候付、此節御目録銀子三枚又助方江^{註44}」下された。梶原は勤役中に没したこともあって幕府は対象から除いたため、この銀三枚は秋月藩が下賜したのである。

秋月藩の人足雇方引受人の秋葉孫兵衛であるが、十一月三日の記録の中に次のような記載がある。^{註45}

一 印旛^(イナ)印古堀筋御普請御手伝ニ付、人足請負致候秋葉孫兵衛ト申者、右普請無御滞被為済、且御用被仰付、其上於御普請頂戴物仕、彼是為御賄左之通

献上仕ハ

献上品として、殿様には白木の台に載せた鮮鯛二枚、御前様(夫人)にはやはり白木の台に載せた肴一折を献上した。肴一折の中には大鯛一、大鱸二、伊勢海老二、魴鯉二などが入っていた。秋葉孫兵衛は秋月藩の人足請

負をさせてもらった返礼として献上したと思われるが、この時点までに秋月藩から秋葉に請負金が支払われたのであろう。

三 秋月藩の入用金対策

文政・天保期(一八一八―一八四三)の秋月藩の財政は極度に逼迫していた。そこで藩は借財の一時返済停止、公金借財返済仕組、本家の福岡藩からの助力米、大坂の銀主からの借入金などによって急場を凌いできた。しかし、天保四年からは福岡藩からの助力米もなくなり、また停止していた借銀の返済も行わねばならなかった。同十二年に藩はすべての家臣に対して藩財政再建について存寄書を差出すよう命じ、二年間にわたって藩主自身の生活費を大幅に削減し、家中の所務渡米を一〇〇石につき四〇俵にすることなどによって、財政危機を乗り切ろうとしていたのである。^{註46}

天保十四年四月、公儀郡代貸付金の半高棄捐令が出されたとき、八月段階の秋月藩には借財元金が六三六七両余り、「不納并納不足利金」が三三二六両余り、合わせた借財は九五九三両余りに達していた。このうち四七九六両余りが棄捐になったが、残り四七九六両余りは無利

息で、天保十四年から弘化四年（一八四七）までの五年間は六一四兩余りずつ、嘉永元年から安政二年（一八五五）までの八年間は二〇六兩余りずつ、翌三年は七五兩余り、この一四年間で皆納しようと思積つたのである。^{註47}

このように藩財政が極度に悪化していた時期に、秋月藩は思つてもみなかった印旛沼掘り工事を命ぜられたのである。天保十四年七月、大書院において納戸から直礼以上の藩士に次のような口達^{註48}があつた。

今般利根川分水印旛沼御普請御手伝被蒙仰、御本望之次第ニ思召候、今度ハ近年之御金納ト違ヒ、最前之通御手普請^{（尾方）}之御都合ニ相成、尚更御入箇茂莫大ニ相増候儀ニ相聞候、然ニ連々御財用繰御差支之折柄、此節ハ御大役誠ニ以恐懼之次第ニ候、依之右御役金御取出之手段甚御六ヶ敷候条、御本家様へモ御助勢之儀被成御頼候苦ニ候、楮又御家中之処連年困窮之末、去酉年御家中御役手当米ヲモ御借り用ニ相成、其上一昨年ヨリ非常之御仕組ニテ類外ノ所務減被仰付、一統弥増必至ト及差支候趣深被遊御氣腦候、就テハ当年ハ是非御渡方等全不被仰付候而者不相濟儀思召候得共、前断之次第ニ付不被得止事、尚又当一季所務米ノ内御借用ニ相成候、是迄艱難之末打重難

渡之段ハ被遊御察、御心外之儀思召候得共、一統宜遂勤弁、二ヶ年之間御仕組同様之心得ヲ以相凌候様有之度候

掘り工事を命ぜられたことに対して藩は、「御本望之次第」と述べているが、実際には財政難であり、対応に苦慮していたのである。本家福岡藩へ助力を願う一方、家臣に対しても二か年の所務渡米の減額を命じたのである。藩としてはすでに一季の所務米の借用をしており、艱難の末の難渋を察してほしいと懇願しているのである。このとき申渡されたのが左掲の史料である。

一 御家中御渡米百石ニ付五拾俵、上下杉形ニテ御渡方之事

一 夏大豆ハ百石七拾俵之割合ニテ御渡被下候事

一 諸口ニヶ年通ニ割減之事

一 諸事ニヶ年御仕組中通リ之御斗^{（計）}ニ候得共、御玄関

御番之儀ハ以前ニ被復勤番被 仰付候、就テ右御

玄関御開相成候事

（天保十四）
卯七月

それによると、家中の所務渡米を一〇〇石について五〇俵とする、夏大豆は一〇〇石につき七〇俵とする、諸口は二か年を通して二割減とする、などであつた。更に

藩は家臣に寸志を募ったが、七月二十四日になると家臣の中から「今般御手伝ニ付、御渡米之内御役御手当ニ御取用被下候^{註49}」と申し出る者も現れ、こうした動きは納戸・御側・医師・無足・馬役・茶道などまで広がっていた。中には白根増右衛門のような家臣もいた。彼は願書の中で、「聊備出来仕候付、不苦御儀ニ被思召候者、乍恐米三百俵献上仕度、今般御手伝御用之端ニ茂御取用被為下候者、重々難有仕合奉存候、此段御内分奉伺候」と述べている。その後には詳細な「備金仕法覚」を書いているが、何と彼は一〇〇〇両の積金を目安に、すでに七〇両余り貯蓄していたのである。まさに家臣の鑑であった。また、十月二十一日に南河内郷の足輕森十郎の忤利平は三分を献納しているが、その願書に「私儀親父共一ツニ作仕居申候処、大勢之家内ニ而御座候、冬春葛根堀別ニ仕居申候而、少余錢御座候間、乍聊寸志献上仕度御願申上候^{註50}」と述べている。

所務渡米などを減額されても、多くの家臣は白根増右衛門や森利平のように、質素儉約で生活を切りつめて献上米金を差し出していたのであろう。

九月に入ると再び家中渡米の減額が発表された。九月から翌年八月までの一季に限定されていたが、このとき

発表された「御家中御渡米^{註51}」規定改めは、次のような内容であった。一一五石取り以上の一〇〇石分については五〇俵、その余りは一〇石につき四俵増し、一一〇石取りは五五俵、一〇〇石取りは五三俵、七六石〇九五石取りは一〇〇石につき五五俵、六一石〇七五石取りは一〇〇石につき五七俵、四六石〇六〇石取りは一〇〇石につき五九俵、三一石〇四五石取りは一〇〇石につき六一俵、一六石〇三〇石取りは一〇〇石につき六三俵、以上である。小禄になっていくに従って一〇〇石についての所務渡米の率が高くなるように配慮されていた。

またこのとき、「二ヶ年御仕組之上、当一季又々御渡米減少等被仰出候ニ付、別段之御詮義ヲ以当卯冬一統江拜領金」が渡された。それによると、殿様は五両、満洲様と御前様は三両ずつ、殿様の子どもは一両ずつ、休息所惣女中は一両二分、江戸構惣女中は七両、吉田斎宮は七両、家老は四両ずつ、地方・蔵米取り家臣は三両ずつ、切府役人は二両二分ずつ、無足は一両三分ずつなど、以下輕輩の者まで配られたが、印旛沼掘割り工事を抱えていたこともあって、少額の拝領金であった。

当然藩領の農民・商人などにも献上米金を命ぜられた。七月二十四日、郡奉行と町奉行から領内に次のような触

第6表 藩領内の献上者

郡名	村名	名前	俵数
夜須郡	四三島村	森 右 衛 門	1000
"	甘木村水町	全 次	600
"	菩提寺村	吉 次 郎	60
"	"	幸四郎・茂三郎	30
"	弥永村	左 平 次	60
"	"	新 右 衛 門	30
"	隈江村	市 四 郎	60
"	"	久 三	80
"	長谷山村	与 一	50
"	"	仁 助	40
"	"	恵 助	40
"	"	儀 助	30
"	千手村	善 右 衛 門	30
"	"	庄 屋 宅 平	20
"	持丸村	庄 屋 茂 八 郎	20
"	桑曲村	庄 屋 与 三 郎	60
"	石櫃村	武 八	100
?	松ヶ板村	?	100
下座郡	小田村	桑 野 茂 八	100
合 計	12か村	20人	2510

『甘木市史資料』近世編第二集419頁

状^{註52}が出された。

在御手伝御普請ニ付、本徳米壹俵ニ付米式升参合宛之俵懸り、尚一首ニ付銀二文目宛上納被仰付、町ハ同断ニ付兼テ御定ノ通、小間懸り被仰付、別段一首ニ付銀二文目宛上納被仰付

領民には本徳米（本年貢）一俵につき俵懸りとして二升三合が賦課された。また、夫役の一種である首役として、一五才から六〇才までの成年男子に一人につき銀二匁の上納を命ぜられたのである。

更に郡奉行・町奉行は、

御手伝御普請ニ付、在町身元相応之者御大役ニ付、

米銀之間寸志献上候様可被申論候事

という触状^{註54}を出した。藩の求めに応じて献上米をした農民をまとめたのが第八表である。ただ出典史料に夜須郡・下座郡のうち「荒増左之通、式十俵已下略之」とあるから、このほかにもかなりの農民が献上米を差し出していたものと思われる。最高の一〇〇〇俵を献上したのは夜須郡四三島村の岡部森右衛門で、藩領内でも有数の豪農であった。彼は天保六年（一八三五）にも一〇〇〇両を秋月藩に献金しており、また、嘉永五年（一八五二）に

は同郡野町村小杉新田町に店を出し、酒屋を営業していた。六〇〇俵を献上した甘木村水町（厳密には菩提村のうち）の上野全次は、藩領内でも有力な商人であった。下座郡小田村の桑野茂八は一〇〇俵を献上しているが、同家は延宝六年（一六

七八）以来代々大庄屋を勤めてきた有力農民であった^{註55}

このように表中の献上者の多くは、藩領内でも有力な商人・農民として藩との係わりを持っていたのである。

夜須郡江川村の甚七は五兩を献上したが、その理由がかわっていた。甚七の親忠六は先年博奕をしたかどで藩から咎を受けたが、近年また不筋のことに携りまた叱りを受けた。そこで甚七は、同郡大塚村の大庄屋武井茂一郎を通して、「此節 御大役ニ付御郡中一統々寸志献上追々願出ニ相成居申候段、(中略) 親忠六再応御法度相背候重罪を、少ハ相補申候様ニ茂相当り可申候」と願い出たのである。これに対して郡奉行は、「寸志金献上



秋月の遠景



藩主館の大手門（現：垂裕神社参道入口の門）

之儀願出奇特之事ニ候、則願通申付候事^{註56}」として献上金を受理した。

秋月城下に居住する藩の御用達商人遠藤喜三右衛門は、「下総国印旛沼堀立御手伝被蒙仰候ニ付御用銀^{註57}」として一〇両を献上した。遠藤家は近くの屋永川でとれる川草を原料にして海苔を生産し、藩主長舒に献上した。このとき長舒はこの海苔を寿泉苔^{じせんたい}と命名し、藩の特産物とした^{註58}。天保十四年八月二十四日、家製の寿泉苔を幕府に献上した喜三右衛門は、賞賜されて二人扶持を下賜されたのである^{註59}。

印旛沼掘割り工事の臨時出費に藩領民からの献上米金は多大の補充となったが、秋月藩としてやはり頼みの綱となったのは本家福岡藩からの助勢と大坂の豪商からの借入金であった。大坂の豪商に対しては、工事を命ぜられた直後の六月二十九日に藩は出張役人に次のように申し渡した^{註60}。

今般利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用被為蒙

仰候段、従大坂表御便相達候、為承知申達支配持之役々江者配下江為承知可申達候事

大坂の銀主の名前は明らかでないが、秋月藩は以前から財政が逼迫すると大坂の銀主の助力を求めている^{註61}。ま

た、本家福岡藩から五〇〇〇両を拝借した^{註62}

太田 多左衛門

其御許様今度御手伝御用被為蒙仰候付、右御入目金之儀、御委細御頼被仰遣候、然処 此方様御世帯向弥増被及御逼迫、至当節必至与御立行難被為出来程之御事ニ而、極々御差出之折柄ニ候得共、大造之御公務無御扱御次第、其上末 公辺之御都合も不相分、差当り御難渋之趣ニ付、至而被成にくき御都合ニ候得共、御借入を以五千両丈ケ御取替可被遣候

右御返納方之儀ハ追而可相達候事

十二月

この書状の包紙に「印旛沼御普請御手伝ニ付、御本家様へ御拝借御相談ニ相成候ニ付、金五千両御拝替金御達書」とあり、その後「天保十四年卯十二月廿八日於御席梶原平^(重郎)殿々御達有之」と記載されている。このことから秋月藩の家老太田多左衛門種弘が福岡藩に拝借金^(戸)の相談をし、結果的に五〇〇〇両を拝借できたのである。福岡藩の梶原平重郎は太田多左衛門の申出に対して、自藩も逼迫している状況を説明した上で、借入金をもって拝借に応じたのである。すでに大名御手伝普請は中止に

なっていたが、秋月藩はともかく本家から五〇〇〇両を拝借することができた。

秋月藩が印旛沼掘割り工事にどれほど苦慮していたかは、左掲の家老間の書状^{註63}がすべてを物語っているといえよう。差出人の三家老は秋月城に勤仕し、伊藤吉左衛門正安は一二〇石・三五〇石足高、太田多左衛門種弘は二〇〇石、吉田斎宮興裕は一四〇〇石の知行取りであった^{註64}。多少長文であるが、興味ある内容が記載されているので全文を掲載してみよう。

八月十一日出桜田便御内状、去ル二日相達致拜見候、其砌残暑未退候得共、東西 上々様益御機嫌能被遊御座、御同意奉恐悦候

於爰元 御子様方被為揃益御勇健被成御座奉恭喜候、猶又貴様弥御堅固被成御勤、就中御道中無御滞、先月六日御着府被成候旨珍重御事ニ御座候、於爰元拙子共何茂無^(世)吳相勤居申候条御休意可被下候

一大坂々御懸合之趣ハ、先便御答申述置候間、御承知可被成与存候、其後御道中ニ相成歩立之面々^(戸)足痛病人等も無御座候ニ付、六兵衛方被仰合一日路御踏込可被成、一統之都合御聞合被成候処、区

々ニ而一同不致候得共、重慮被仰合十一之十二之御道割ニ罷成、炎暑之折柄一統難汲も可致候得共、此節之儀ニ付、致勘弁候様御談候成競之為無礼以下江三百銅充御目六被下候段、御取斗ニ相成候由、夫ニ而一統難有畏候趣申出、道中病人等も無之着府ニ相成候之由、都合宜御仕合之義ニ御座候

御着府之上御普請場之模様庄左衛門方御承知被成候処、御大造之儀ハ申迄も無之候へ共、此方様御丁場ハ外様与違、至而場所宜追々博取、役懸り之面々何も差入り致出精候趣ニ御座候由、從

公義被^(儀)仰出を初其御地之都合之義ハ、追々庄左衛門方申越致承知候、御場所先之義ハ出張之面々直ニ懸合候処ニ申合ニ相成居候由、追々出張之面々申越、是又致承知候、右ニ付此度迎も御手元々別段御懸合被成間敷旨致承知候

先月八日請負人秋葉孫兵衛方御普請三步通致出来候段申出候由、尤此先ハ次第ニ水出候間、是迄之通ニハ博取申間敷候由、存外博取幸悦之至ニ御座候、只今之模様ニ而ハ当月中ニも皆出来致可申段も難斗御座候由、支配勘定大竹伊兵衛様段々御責り立ニ而、只今ハ三十日ニ成就為致候様孫兵衛ハ

被仰付候得共、左様ニハ出来不致、四十日ニハ成就為仕可申与申出候風説之由、從 公義ハ十ヶ月之見込ニ可仕旨被仰出候得共、右之都合ニて御役人様方も御大慶被成候由、外々様之御丁場ハ中々急ニ出来候模様ニ無之、間ニハ迎も成就致間敷与決定いたし居候御家も御座候由、誠ニ 此方様御仕合之儀ニ御座候

御手当金之義も庄左衛門方御承知被成候処、廉右衛門・六左衛門処ニ而、專致心遣居申候趣、大位老万丈け位ハ六左衛門心遣ニ而相談相調居申候由、尤未出銀ニ相成居不申候得共、追々差出候旨之由、必竟六左衛門功志ニ申談候故之義御座候由、急場ハ其御地ニ而相済可申候間、急ニ御仕向ニも及申間敷旨致承知候、然ニ先便式三千両程急ニ御仕送り之義申参候間、大坂より式千両丈け仕送り取斗候様先便懸合置候、廉仕送り相成居可申候、一昧之御模様ニ而ハとふて御入増ニ相成可申与相考申候

御先例も御座候事故、先老万少余ニても相済可申候処、中々左様之義ニてハ無之由、頃日水野様方御手伝方之御留守居御呼出ニ而、御内分被仰渡候

趣ハ、御普請十ヶ月之見込ニ而、御入用高何程与申義大積申出候様被仰談候由、就而ハ御相役様方ニも取調子^(マツ)ニ相成追々被仰出候由、水野様ハ万両、林様五万両与申事ニ候由、此方様御場所十分宜候得共、皆出来迄ハ式万余ハ入可申哉与相見込候由、尤いまた請負人之処見込出来兼委細相分不申候由、扱も存外之次第共ニ御座候、実ニ左様ニ共相成候節ハ、跡老万丈^ハ急ニ用意ニ相成不申候而ハ相濟申間敷、最早其御地ニ而ハ出来申間敷、六左衛門如何致居可申哉、右之当りも御面会之上ならでハ相分り不申候由、併右之御尋も頃ニ寄候て御分限御相心之外ハ、公義^(儀)御渡方ニ相成候力、又ハ中途ニ而外様与御代り相成候力、何連ニも御先例無之儀、其上御無理之義ハ被仰付間敷とも風評仕候由、如何様左様之御都合ニも可相成候、併御安心も難被成、此当り之義も風説御承知之处、御懸合被成候旨致承知候

貴様御事其御地ニ而御用向御差配、折々御場所江御出張被成候处、御届ニ相成御聞通ニ相成居候由ニ付近々御出被成三四日位ニ而御引取之害ニ候由此節庄左衛門初役懸り之面々、格別差入り申合等

熟合致精勤候由、御場所へ罷越居候面々ハ尚更此炎暑中、早朝ハ出張心遣致居申候由、先日御留守居迄御出役様ハ是迄段々御都合宜御普請博取候趣、梶野様御見留被成候旨御出役之御方ハ御談も被成候由、右之都合ニ而尚更一統相励居候由、貴様近々御越被成候ハ、可然様御談可被置候条、右出精候御普請博取候段、御承知被遊御大慶被思召上候趣、猶打入精勤仕候様、御意之御書付差越候ハ、右を以尚又御談可被成旨委細致承知候、然ニ右出精之模様之儀ハ追々御承知被遊候ニ付、既に先便、御沙汰之趣御懸合申置候間、御承知之上御達被成候義与存候間、此節ハ別段御懸合ニおよび不申候、猶亦其内御都合ニ寄御懸合申出候様ニ可致候条、左様御承知可被成候

一右之通御入用高相増候处ニ而ハ、於爰元も專致評義居申候、何レ共御間い合せ可申候得共、扱々案外之次第ニ御座候、郡町寸志銀等之義も相達置候得共、未模様相分り不申候

一御本家様江半高御助務之儀御願被仰上置候得共、是も未御模様相分不申候、十分之義ハ出来申間敷候得共、いづれニも御助務被遣候御都合与相聞候、

御入用高相分り候上ニ而御達ニ相成可申候

一御着府砌々色々御繁用何廉御心遣被成候義与山々致遠察候、爰元何そ相替候義も無御座候、從是差向之御用無御座、御答迄荒々申留候、恐惶謹言

伊藤 吉左衛門印

九月六日

太田 多左衛門印

吉田 斎 宮印

吉田 縫殿 助殿

猶以頃日漸冷氣相催申候、去ル三日夕飯後余程之大風ニ而御座候、最早時候宜田作ニハ余り障りも不致候模様、自田作之方ハ少々ハ相障り可申哉、格別之義ハ無之候、田作ハ去年ニ大替不致候程之出来込ニ而候、道中筋坏も満作与申事ニ候由、米価坏追々致下候御手様子ニ御座候、奥物之方も定而豊作ニ而可有御座候、余り米直段下落ニ而彼是御繰合せも違イ申候、何も次便可申達候、早々申留候、以上

幕府から印旛沼掘割り工事を命ぜられた以降、秋月藩では江戸屋敷と居城との家老間で頻繁に連絡を取り合っていた。掲載した書状は、九月六日に居城の三家老から工事の総括責任者（惣奉行）を勤めていた江戸屋敷家老の吉田縫殿助興讓（御雇勤）に宛てたものである。まず

吉田の子どもたちの成長と工事の勤労に対して謝意を述べている。書状の骨子は工事の進捗と資金の捻出の二点である。

工事の進捗状況については、「此方様御丁場ハ外様与違、至而場所宜追々博取、役懸り之面々何も差入り致出精候趣」もあり、八月八日の人足雇方引受人秋葉孫兵衛の報告ではすでに三割方工事が進行していた。短期間での完成をめざそうとする幕府の意向で、五の手担当の支配勘定の大竹伊兵衛が秋葉孫兵衛と人足を急き立てている様子も述べられている。

資金面では工事担当役人の岡本六左衛門などの努力によつて一万兩余りの金策のめどがついたこと、居城でも大坂の銀主に二〇〇〇兩を用意するよう掛合っている様子が記されている。工事途中で堀床を短縮した場合の再見積で、二万兩余り必要であり、そのためにはあと一万兩位用意しなければならぬと述べている。また、各藩の分限相応外の出金は幕府が出すのか、または工事中途にて他の藩と交替するのかなどの風説がすでに立っていたことは、工事遂行の上で興味深い。更に資金捻出のために、領民に寸志銀などを差し出すよう命じたこと、本家福岡藩に半高助務を願ひ出ていることなども記されて

いる。

この書状によって、炎暑の中で工事担当役人が精勤している様子、江戸屋敷・居城ともに金策に奔走している様子などが手にとるようにわかる。

おわりに

秋月藩が後日に藩政史をまとめる過程で、編者は印旛沼掘割り工事の「効用経過」の中で、次のように記載している。^{註65}

奥筋国々江戸回米房総之洋風波難アリ、銚子ヨリ関宿迄凡六拾里利根川上ルニ勞アリ、印旛ヨリ新堀川

(沼脱カ)



秋月藩の堀と石垣

ニスレバ、半ニ不足江戸ニ達ス、一通見タル所、堀川ニ致度所ナリ、故ニ此節公命有タルナルベシ、千葉領ノ時堀テ成ラズ、天明田沼公功ヲ空シ、今度ニテ三度末くカゝアルベキヤ

銚子から関宿まで六〇里はないが、編者は掘割り工事が水運のために行われたと述べている。印旛沼掘割り工事は単に水運を開くとか、沿岸の冠水を除くだけのことはなかった。

掘割り工事は上知令と密接な関係をもっていた。上知令が発令されたのは、掘割り工事が五大名に命ぜられた九日前の六月一日である。下総国では上知が印旛郡・埴生郡・千葉郡などに集中していたが、これは「堀田様御領地・稲葉様御領地始、御旗本有馬図書、水野越前守領地、印旛沼両縁村々御領地替ニ相成、御代官勝田次郎ニ相成御料地ニ被^{註66}仰付候」とあるように、印旛沼掘割り工事と密接に関係していたのである。佐倉藩は藩主堀田備中守正睦が水野越前守忠邦とともに老中を勤めていたこともあって、二度にわたって一万五四五七石余りを上知されたが、そのほとんどが印旛沼および掘割り筋の村々であった。^{註67}

対外的危機感をもっていた水野忠邦は、上知と印旛沼

掘割り工事を並行させて、江戸周辺の諸国に幕府直轄地を集中させるとともに、国土防備体制を強化しようとしたのである。^{註68}

掘割り工事にともなって、川筋の村は幕府領に編入されたが、これらの村には川敷堤・荒地・潰地などが生まれ、工事の中止後もそのままになっていた。秋月藩担当区で見ると、千葉郡武石村は六五石九斗一升四合（反別八町七反五畝三步）が、「天明・天保両度印旛沼掘割潰地分引」、七石七斗七升四合六勺が「天保度掘割荒地分引」で、合わせた潰地・荒地は村高の二五・七パーセントにも達した。工事中止後に武石村は町奉行与力給知に戻されるが、幕府はこの分の補償を続けたのである。元治二年正月に幕府は潰地分の補償として米二四石六斗一升三合一勺を与え、このうち二石八斗余りは与力が受け取り、一石七斗余りは「村方作徳分」としていた。^{註69}

天保期の掘割り工事は、約三か月かけて全体の七割、八割まで達成され、あと二か月もあれば完工するだろうといわれた。^{註70}しかし、水野忠邦の失脚により挫折し、死を賭けての難工事はついに成功をみることができなかった。印旛沼と東京湾を結んでいる現在の疎水路は、昭和二十一年に起工して、同四十四年に竣工した。

註1 藤田寛氏「天保改革と対外的危機―天保十四年

印旛沼工事をめぐって―」（『日本史研究』第一九三号）、同氏「天保改革期の海防政策について―対外的危機と天保改革―」（『歴史学研究』第四六九号）、同氏「天保十四年印旛沼工事と神道家賀茂規清」（『千葉県の歴史』第二五号）など。

註2 織田寛之氏著『印旛沼経緯記』（外編）一三八、

一六二頁。

註3 阿部正巳氏「荘内藩の下総印旛沼疏水開鑿顛末」

（『歴史地理』第六八巻二・三・四号）、成田高等学校社会科研究部「天保期における印旛沼干拓の研究」（『房総史学』第一〇号）。鍋木行廣氏による一連の研究、「天保期印旛沼工事と鳥居甲斐守の検分」（『成田山教育・文化・福祉財団研究紀要』第一一号）、「天保期印旛沼工事―江戸町奉行所与力・同心の動向を中心にして―」（『史談八千代』第六号）、「天保期印旛沼工事における庄内藩の足」（『史談八千代』第八号）、「天保期印旛沼工事人足の葬礼―庄内藩の足を中心に―」（『史談八千代』第一〇号）、「天保

期印旛沼掘割工事―出羽国庄内藩を中心に―
『千葉いまむかし』第四号）などがある。

註4 青木栄実氏著『伴右衛門沼津むかし話』所収「お殿様が御苦労なされた印旛沼干拓工事の話」、拙稿「(歴史随想) 天保十四年沼津藩の印旛沼掘割り工事」(『千葉史学』第一九号)、高野栄美氏「天保十四年沼津藩の印旛沼掘割り工事」(『千葉いまむかし』第六号)。

註5 拙稿「江戸時代印旛沼掘割り工事の歴史―特に天保十四年鳥取藩の場合―」(『千葉いまむかし』第四号)。ほかに『鳥取藩史』第一巻・四巻、印旛沼開発史刊行会『印旛沼開発史』などに記載されている。

註6 享保期・天明期・天保期の印旛沼干拓を総括的にまとめたものとしては、渡部英三郎氏「徳川幕府の印旛沼開墾事業―江戸時代土木事業資料として―」(『社会経済史学』第四巻一・二号)、前掲註5『印旛沼開発史』三一九～六六四頁、前掲註5拙稿などがある。

註7 内閣文庫所蔵史籍叢刊『新令句解・蠹余一得』(二四九頁)。

註8 九州大学文化史研究所収蔵「御記録上」。

註9 前掲註2一三〇～一三六頁。

註10 秋月郷土館収蔵「歴史史料秘書」・「旧藩歴史編纂之目第一」。

註11 同右史料。以下特に註記しない限り同史料による。

註12 九州大学文化史研究所・秋月郷土館収蔵の諸史料による。

註13 船橋市西図書館収蔵「下総国印旛沼利根川分水路古堀掘割御普請場所書留」。

註14 前掲註2一六八～一七二頁。

註15 前掲註7二五一～二五二頁、前掲註2一七二頁。

註16 前掲註13。

註17 「続保定記」(『房総叢書』第五輯所収)。鶴岡藩の人足の動向については、前掲註3鐙木行廣氏「天保期印旛沼掘割り工事―出羽国庄内藩を中心に―」(『千葉いまむかし』第四号)などに詳細に述べられている。

註18 船橋市西図書館収蔵「印旛沼利根川分水路古堀り堀割御普請日記」。以下特に註記しない限り同史料による。

註19 前掲註2一四九～一五〇頁。

註20 同右一五二頁。

註21 『山形県史』資料篇一七、三五～四一頁。

註22 船橋市西図書館収蔵「下総国印旛沼堀割切御普

請所御掛御役人并絵図面」。

註23 前掲註13。

註24 九州大学文化史研究所収蔵（印旛沼堀割り工事

につき定）。

註25 前掲註18。以下特に註記しないかぎり同史料に

よる。

註26 前掲註7二五三頁。

註27 前掲註17 鐘木氏論文。

註28 秋月郷土館収蔵「長元公以降秋月藩年表・秋月

藩制一班」。また前掲註10「旧藩歴史編纂之目

第一」には「家士数名ヲ出シ之ヲ勤ム、九月廿

九日功ヲ畢ユ」とあり、九月中には工事は終了

した模様である。

註29 前掲註10「旧藩歴史編纂之目第一」。

註30 同右。

註31 前掲註2一六五頁。以下特に註記しない限り同

書による。

註32 『続徳川実紀』第二篇五〇六頁。

註33 同右五〇七頁。

註34 同右五〇七頁。

註35 同右五〇七～五〇八頁。

註36 『近世庶民生活史料・藤岡屋日記』第二卷三七

八頁。

註37 前掲註32五二二頁。

註38 前掲註8。以下特に註記しない限り同史料によ

る。

註39 『甘木市史資料』近世編第一集三七九頁。

註40 前掲註8。

註41 『甘木市史資料』近世編第二集三七二頁。

註42 前掲註32五二四頁、前掲註10「歴史史料校書」、

前掲註28「長元公以降秋月藩年表」。

註43 前掲註32五二四頁、前掲註10「旧藩歴史編纂之

目第一」。

註44 九州大学文化史研究所収蔵「記録 十三番」、

「天保十五辰年御記録上中下」。

註45 九州大学文化史研究所収蔵「御奥日記」。

註46 『甘木市史』上巻五八五～五九二頁。

註47 九州大学文化史研究所収蔵「記録拾式番」。

註48 前掲註10「旧藩歴史編纂之目第一」。以下特に
註記しない限り同史料による。

註49 前掲註8。以下特に註記しない限り同史料によ
る。

註50 九州大学文化史研究所収蔵「御記録下」。

註51 前掲註47。以下特に註記しない限り同史料によ
る。

註52 前掲註10「旧藩歴史編纂之目第一」。

註53 首役は一五才から六〇才までの男子に賦課され、
このうち村役人や出家・社人・山伏・医者など
は免除されていた。寛政八年（一七九六）に高
役が復活したあとは、川除方・堤方・起方など
おもに普請に限って用いられた（前掲註46六三
四～六三五頁）。

註54 前掲註10「旧藩歴史編纂之目第一」。

註55 前掲註46五九五～六〇六頁。

註56 前掲註50。

註57 『甘木市史資料』近世編第四集四五頁。

註58 前掲註46七二九～七三〇頁。

註59 前掲註57四五頁、前掲註50。

註60 前掲註50。

註61 例えば文化期の財政再建政策のときも、大坂の
銀主との交渉を行っている（前掲註46五六四～
五六七頁）。

註62 九州大学文化史研究所収蔵（本家様拝借金御達
書）。

註63 九州大学文化史研究所収蔵（印旛沼掘割り工事
につき書状）。

註64 秋月郷土館収蔵「秋府諸系譜」・「秋府諸士系
譜」、前掲註46五九二～五九五頁などによる。

註65 前掲註10「旧藩歴史編纂之目第一」。

註66 前掲註3成田高等学校社会科学部「天保期に
おける印旛沼干拓の研究」（『房総史学』第一〇
号）。

註67 拙稿「近世後期旗本知行村の動向」（『大野政治
先生古稀記念房総史論集』所収四一四～四一七
頁）。

註68 北島正元氏著『水野忠邦』四三四～四三五頁。

註69 小川瑛家文書「大福帳」。

註70 前掲註68四二三頁。

（千葉市史編纂委員会編集員）

編集後記

一九二二年一月一日の千葉市制施行は、全国七十六番目で、一九九二年四月一日の政令指定都市移行は全国十二番目ということです。これが市民の実生活にとってよいものだったという証左は、今後の市政にかかって、しかも、市職員の資質とその自覚にかかっています。それは五〇年後の歴史家が照査することでしょうが、千葉市のターニングポイントたりうる平成四年四月一日、『千葉市のいま』を記録する意味で元指定都市推進部の田中氏にまとめていただきました。

井上先生からは、『司法資料』に収載されていた江戸時代の動産（ここでは金銭）訴訟が史料紹介されました。『千葉市史 史料編 近世』では、スペースの関係もあって、民事訴訟類の古文書はほとんど収録していません。その決定的な理由は、原告・被告の両方の文書が均しく残存していないこと、最終的に幕府奉行所などがどのようにならば結審を申し渡したか判明していないことにより、市史収録に公平さを欠くことが予測されたからです。

須田先生を中心に印旛沼掘削り工事（現在の花見川開削に係る江戸時代の工事のうち天保十四年の五大名担当

工事を主として）関係の史料調査を続けてきましたので、前号に続き九州の秋月藩と静岡の沼津藩の場合をまとめていただきました。高野氏は昭和六十三年（平成二年）まで千葉市史の非常勤職員としてお手伝いをいただき、現在は出身地の柏市史編さん担当嘱託として活躍されています。

『千葉市図誌』の刊行作業に忙殺され、本号は休刊も覚悟した事務局として、前述御執筆の四人の方々に厚くお礼を申し上げます。

また、『検見川郷土史』のことや今年度から開講した「千葉市史古文書ゼミナール」の受講生の小論なども次号に収録したいと考えております。

最後に、事務局では四月一日に担当者の異動があり、麻生秀仁が北部図書館へ転出し、同図書館から佐藤八重子が転任しましたので、どうかよろしく御指導・御支援をお願いいたします。（一）

〔監修〕

千葉市史編纂委員会

川村 優・井上準之助

千葉いまむかし第六号

平成五年三月三十一日発行

編集 千葉市史編纂委員会

発行 千葉市教育委員会

(千葉市立郷土博物館
市史編纂担当)

印刷 (株)エイワコピーサービス